

# 自己点検・評価報告書

YAMANASHI GAKUIN JUNIOR COLLEGE

2019



山梨学院短期大学

食物栄養科／保育科／専攻科保育専攻

## 目次

1. 自己点検・評価の基礎資料.....	1
1-1 学校法人及び短期大学の沿革.....	1
1-2 学校法人の概要.....	2
1-3 学校法人・短期大学の組織図.....	3
1-3-1 専任教員数、非常勤教員数、専任事務職員数、非常勤事務職員数.....	3
1-3-2 組織図.....	3
1-4 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ.....	4
1-4-1 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）.....	4
1-4-2 甲府市の人口（過去10年の推移）.....	4
1-4-3 学生の入学動向（過去の実績と未来の予測、学生の出身地別人数及び割合）.....	5
1-4-4 地域社会のニーズ.....	5
1-4-5 地域社会の産業の状況.....	5
1-4-6 短期大学所在の地区町村の全体図.....	6
1-5 課題等に対する向上・充実の状況.....	7
1-5-1 平成25年度の第三者評価結果で指摘された事項への対応.....	7
1-5-2 上記以外で、改善を図った事項について.....	7
1-6 学生データ.....	8
1-6-1 入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率..	8
1-6-2 卒業者数.....	8
1-6-3 退学者数.....	8
1-6-4 休学者数.....	9
1-6-5 就職者数.....	9
1-6-6 進学者数.....	9
1-7 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要.....	10
1-7-1 教員組織の概要（人）.....	10
1-7-2 教員以外の職員の概要（人）.....	10
1-7-3 校地等.....	11
1-7-4 校舎.....	11
1-7-5 教室等.....	11
1-7-6 専任教員研究室.....	11
1-7-7 図書・設備.....	11
1-7-8 図書館・体育館.....	12
1-8 短期大学の情報の公表について.....	12
1-8-1 教育情報の公表について.....	12

1-8-2	学校法人の財務情報の公開について	12
1-9	各学科・専攻課程ごとの学習成果について	13
1-9-1	学習成果をどのように規定しているか	13
1-9-2	どのように学習成果の向上・充実を図っているか	14
1-10	オフキャンパス、遠隔教育、通信教育のその他の教育プログラム	16
1-11	公的資金の適正管理の状況	16
1-12	その他	16
2.	自己点検・評価報告書の概要	16
◆	建学の精神と教育の効果	16
◆	教育課程と学生支援	16
◆	教育資源と財的資源	17
◆	リーダーシップとガバナンス	17
3.	自己点検・評価の組織と活動	18
◆	自己点検・評価委員会（担当者、構成員）	18
◆	自己点検・評価の組織図	18
◆	組織が機能していることの記述	19
◆	自己点検・評価報告書完成までの活動記録	19
4.	山梨学院短期大学 自己点検評価票（令和2年3月現在）	20
5.	令和元年度学習成果	32
◆	GPAによるディプロマ・ポリシーの達成度（令和元年度）	32
【	栄養士コース】	32
【	パティシエコース】	33
【	保育科】	34
【	専攻科保育専攻】	35
◆	各学科の免許・資格取得の状況	37
◆	入学時意識調査および卒業時満足度調査	37
(1)	食物栄養科	38
(2)	保育科	39
(3)	本科全体	40
◆	AP採択事業 PROPERTIES 目標に対する達成度	41
6.	評価と改善	42

# 1. 自己点検・評価の基礎資料

## 1-1 学校法人及び短期大学の沿革

	学校法人山梨学院の沿革の概要	山梨学院短期大学の沿革の概要
昭和 21 年 (1946 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>私立学校山梨学院設置認可</li> <li>山梨実践女子高等学院として甲府市桜町に創立</li> <li>山梨女子高等学院へ名称変更</li> </ul>	
昭和 23 年 (1948 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>山梨女子高等学院家政科栄養士養成施設認可指定</li> <li>山梨高等学院と名称変更（男女共学化）</li> <li>甲府市酒折町（現所在地）に全学移転</li> <li>財団法人山梨学院認可</li> <li>山梨学院附属幼稚園設置認可</li> </ul>	
昭和 25 年 (1950 年)		
昭和 26 年 (1951 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校法人山梨学院へ組織変更認可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>栄養科設置認可（栄養士養成施設として認可再指定）（栄養科は後に食物栄養科へ名称変更）</li> </ul>
昭和 28 年 (1953 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>山梨学院短期大学法経科（併設大学の前身）設置認可</li> </ul>	
昭和 29 年 (1954 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>栄養科教職課程（中学校教諭二級普通免許状・家庭）認定</li> </ul>
昭和 31 年 (1956 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>山梨学院短期大学附属高等学校普通科設置認可</li> </ul>	
昭和 34 年 (1959 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>保育科保育養成施設認可指定</li> </ul>
昭和 37 年 (1962 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>山梨学院大学（法学部法学科）設置認可</li> <li>山梨学院短期大学附属高等学校を山梨学院大学附属高等学校へ名称変更</li> <li>山梨学院附属幼稚園を山梨学院大学附属幼稚園へ名称変更</li> <li>山梨学院大学商学部（商学科）設置認可（商学部商学科増設）</li> </ul>	
昭和 40 年 (1965 年)		
昭和 42 年 (1967 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>保育科設置認可（保育養成施設として再指定）</li> <li>保育科教職課程（幼稚園教諭二級普通免許状）認定</li> </ul>
昭和 50 年 (1975 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>山梨学院大学附属高等学校英語科設置認可</li> </ul>	
昭和 55 年 (1980 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>食物栄養科・保育科入学定員変更認可</li> </ul>
昭和 61 年 (1986 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>保育科保育専攻設置認可（修業年限 1 年）</li> </ul>
昭和 62 年 (1987 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>山梨学院大学商学部経営情報学科設置認可</li> </ul>	
平成 2 年 (1990 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>山梨学院大学法学部行政学科設置認可（平成 3（1991）年度開設）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営学科設置認可（平成 3（1991）年度開設）</li> </ul>
平成 5 年 (1993 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>山梨学院大学経営情報学部経営情報学科設置認可（平成 6（1994）年度開設）</li> </ul>	
平成 6 年 (1994 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>山梨学院大学商学部経営情報学科学学生募集停止</li> </ul>	
平成 7 年 (1995 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>山梨学院大学大学院公共政策研究科公共政策専攻（修士課程）設置認可（平成 7（1995）年度開設）</li> </ul>	
平成 8 年 (1996 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>山梨学院大学附属中学校設置認可</li> </ul>	
平成 9 年 (1997 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>山梨学院大学商学部経営情報学科廃止</li> </ul>	
平成 12 年 (2000 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>山梨学院大学大学院公共政策研究科公共政策専攻（修士課程）を社会科学部公共政策専攻（修士課程）へ名称変更届出（平成 13（2001）年度開設）</li> </ul>	
平成 13 年 (2001 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>山梨学院大学法学部行政学科を法学部政治行政学科へ名称変更届出（平成 14（2002）年度開設）</li> </ul>	
平成 14 年 (2002 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>専攻科食物栄養専攻・専攻科保育専攻設置認可（大学評価・学位授与機構認定、修業年限 2 年）</li> <li>専攻科保育専攻教職課程（幼稚園教諭一種免許状）認定</li> <li>保育科保育専攻（修業年限 1 年）廃止</li> </ul>
平成 15 年 (2003 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>山梨学院大学大学院法務研究科法務専攻（専門職学位課程：法科大学院）設置認可（平成 16（2004）年度開設）</li> <li>山梨学院大学附属小学校設置認可（平成 16（2004）年度開設）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>『特色ある大学教育支援プログラム（特色 GP）』に採択</li> <li>専攻科食物栄養専攻教職課程（中学校教諭一種免許状・家庭）認定</li> <li>専攻科保育専攻教職課程（小学校教諭一種免許状）認定</li> <li>保育科教職課程（小学校教諭二種免許状）認定</li> <li>食物栄養科・保育科入学定員変更認可</li> </ul>
平成 16 年 (2004 年)		
平成 17 年 (2005 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>『現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代 GP）』に採択</li> <li>食物栄養科教職課程（栄養教諭二種免許状）認定</li> </ul>
平成 18 年 (2006 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>山梨学院大学商学部商学科を現代ビジネス学部現代ビジネス学科へ名称変更届出（平成 19（2007）年度開設）</li> </ul>	
平成 19 年 (2007 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>経営学科学学生募集停止</li> <li>『現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代 GP）』に採択</li> <li>『新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム（学生支援 GP）』に採択</li> <li>『社会人の学び直しニーズに対応した学生支援プログラム』に採択（共同）</li> <li>『質の高い大学教育推進プログラム（教育 GP）』に採択</li> </ul>
平成 20 年 (2008 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>山梨学院大学健康栄養学部管理栄養学科設置認可（平成 21（2009）年度開設）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>『質の高い大学教育推進プログラム（教育 GP）』に採択</li> </ul>
平成 21 年 (2009 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>食物栄養科入学定員変更届出（平成 22（2010）年度開設）</li> </ul>
平成 22 年 (2010 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>専攻科食物栄養専攻学生募集停止</li> <li>食物栄養科製菓衛生師養成課程認可指定</li> </ul>
平成 26 年 (2014 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>山梨学院大学国際リベラルアーツ学部国際リベラルアーツ科設置認可（平成 27（2015）年度開設）</li> </ul>	
平成 27 年 (2015 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>山梨学院大学スポーツ科学部スポーツ科学科設置認可（平成 28（2016）年度開設）</li> </ul>	
平成 28 年 (2016 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>山梨学院大学経営情報学部経営情報学科学学生募集停止</li> <li>山梨学院大学大学院法務研究科法務専攻（専門職学位課程：法科大学院）学生募集停止</li> <li>山梨学院大学附属中学校・高等学校を山梨学院中学校・高等学校へ名称変更</li> <li>山梨学院大学附属小学校を山梨学院小学校へ名称変更</li> <li>山梨学院大学附属幼稚園を山梨学院幼稚園へ名称変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>『大学教育再生加速プログラム（卒業時における質保証の取組の強化）』に採択</li> </ul>
平成 29 年 (2017 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>食物栄養科フードクリエイティブコースをパティシエコースに名称変更</li> <li>食物栄養科・専攻科保育専攻入学定員変更届出（平成 30（2018）年度開設）</li> </ul>
平成 30 年 (2018 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>山梨学院大学現代ビジネス学部現代ビジネス学科を経営学部経営学科へ名称変更届出（平成 31（2019）年度開設）</li> <li>山梨学院大学大学院法務研究科法務専攻（専門職学位課程：法科大学院）廃止</li> </ul>	
平成 31 年 (2019 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>山梨学院大学経営情報学部経営情報学科廃止</li> </ul>	

## 1-2 学校法人の概要

■学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数（評価実施年度（令和元年度）の5月1日現在）

### 【山梨学院大学 大学院】

所在地：山梨県甲府市二丁目4番5号

研究科	専攻	入学定員	収容定員	在籍者数
社会科学研究科	公共政策専攻	20	40	14

### 【山梨学院大学】

所在地：山梨県甲府市酒折二丁目4番5号

学部	学科	入学定員	収容定員	在籍者数
法学部	法学科	200	800	981
	政治行政学科	150	660	672
経営学部	経営学科	220	820	1,074
健康栄養学部	管理栄養学科	40	180	170
国際リベラルアーツ学部	国際リベラルアーツ学科	60	300	141
スポーツ科学部	スポーツ科学科	190	700	797

### 【山梨学院短期大学】

所在地：山梨県甲府市酒折二丁目4番5号

学科	専攻	入学定員	収容定員	在籍者数
食物栄養科		100	200	170
保育科		150	300	307
専攻科	保育専攻	25	50	41

### 【山梨学院高等学校】

所在地：山梨県甲府市酒折三丁目3番1号

入学定員	収容定員	在籍者数
360	1,080	1,012

### 【山梨学院中学校】

所在地：山梨県甲府市酒折三丁目3番1号

入学定員	収容定員	在籍者数
111	333	254

### 【山梨学院小学校】

所在地：山梨県甲府市酒折一丁目11番1号

入学定員	収容定員	在籍者数
66	396	438

### 【山梨学院幼稚園】

所在地：山梨県甲府市酒折二丁目8番1号

収容定員	在籍者数
400	225

### 1-3 学校法人・短期大学の組織図

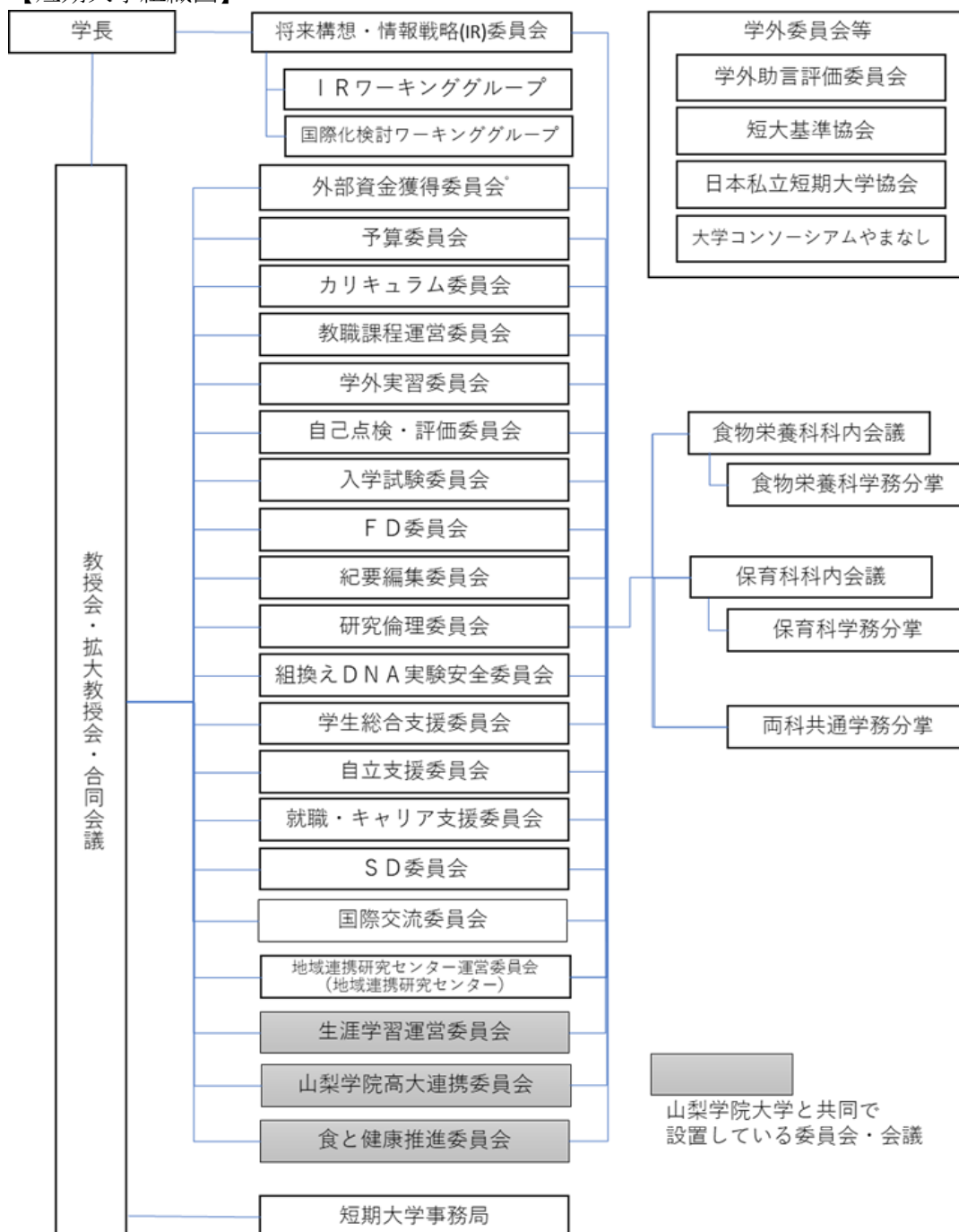
#### 1-3-1 専任教員数、非常勤教員数、専任事務職員数、非常勤事務職員数

(評価実施年度 5月1日現在)

短期大学教員		短期大学職員	
専任教員	非常勤教員	専任職員	非常勤職員
36	38	8	3

#### 1-3-2 組織図

##### 【短期大学組織図】



## 1-4 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

### 1-4-1 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

山梨県の人口（過去10年の推移）

年度	人口
平成18年(平成18年10月1日)	881,071人
平成19年(平成19年10月1日)	877,835人
平成20年(平成20年10月1日)	872,724人
平成21年(平成21年10月1日)	869,132人
平成22年(平成22年10月1日)	863,075人
平成23年(平成23年10月1日)	857,690人
平成24年(平成24年10月1日)	851,681人
平成25年(平成25年10月1日)	845,956人
平成26年(平成26年10月1日)	840,139人
平成27年(平成27年10月1日)	834,930人
平成28年(平成28年10月1日)	829,884人
平成29年(平成29年10月1日)	823,580人
平成30年(平成30年10月1日)	818,391人
令和元年(令和元年10月1日)	812,056人

### 1-4-2 甲府市の人口（過去10年の推移）

年度	人口
平成18年(平成18年1月1日)	188,580人※1
平成19年(平成19年1月1日)	194,270人
平成20年(平成20年1月1日)	194,129人
平成21年(平成21年1月1日)	193,232人
平成22年(平成22年1月1日)	193,069人
平成23年(平成23年1月1日)	192,779人
平成24年(平成24年1月1日)	191,615人
平成25年(平成25年1月1日)	195,658人
平成26年(平成26年1月1日)	194,800人
平成27年(平成27年1月1日)	193,146人
平成28年(平成28年1月1日)	192,779人
平成29年(平成29年1月1日)	190,163人
平成30年(平成30年1月1日)	190,118人
平成31年(平成31年1月1日)	189,333人

※1 平成18年3月1日 中道町・上九一色村北部が合併

### 1-4-3 学生の入学動向（過去の実績と未来の予測、学生の出身地別人数及び割合）

地域	令和元年度 (2019)入学者		平成30年度 (2018)入学者		平成29年度 (2017)入学者		平成28年度 (2016)入学者		平成27年度 (2015)入学者	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
山梨県	215	91.1	225	91.8	224	91.8	256	93.1	267	90.8
長野県	16	6.8	15	6.1	16	6.6	17	6.2	27	9.2
静岡県	2	0.8	0	0.0	0	0.0	1	0.35	0	0.0
新潟県	1	0.4	1	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0
東京都	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	2	0.8	4	1.6	4	1.6	1	0.35	0	0.0
計	236		245		244		275		294	

### 1-4-4 地域社会のニーズ

本学の位置する山梨県甲府市は、県のほぼ中央部にあり、県庁所在地として地方行政、地域経済等の核となっている地方都市である。

食物栄養科（定員 100 名）、保育科（定員 150 名）からなる本学は、栄養士、製菓衛生師、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭などの専門職養成を通じて、積極的に地域に貢献している。県内最大の栄養士および保育者養成校である本学は、その約 9 割が山梨県出身である。専門職に就く卒業生の割合について、令和元年度では、食物栄養科 71%、保育科 95%となっており、山梨県内外の食と健康、教育と福祉を支える人材を輩出する養成校として、地域のニーズに応えている。

また、本学では、山梨県からの協力要請を受けて、全学生が食育推進ボランティア活動に参加（平成 19 年度文部科学省「現代 GP」採択事業）しており、山梨県策定の「やまなし食育推進計画」に基づく食育の積極的な推進を図るための一翼も担っている。

本学教員においては、県、企業、各種団体等と密接に連携し、専門知識や研究成果を地域に積極的に還元している。

専門職に求められる知識、技術の高度化、地域ニーズの多様化等に対応するために、今後も更なる改革、改善を実施していきたい。

### 1-4-5 地域社会の産業の状況

山梨県は、富士山や南アルプスなど日本を代表する山々に囲まれ、恵まれた自然環境と内陸性気候をいかした特徴的な産業が発達してきた。甲府盆地周辺では葡萄や桃、サクランボなどの果樹栽培が盛んに行われ、特にワインの醸造については、国内トップシェアを誇っており、近年ではヨーロッパや中国等への輸出にも力を入れている。また、本県は鉾脈に恵まれ、古くから金や石英（水晶）の採掘地であったことから、地場産業として研磨宝飾を中心とした宝石加工産業が発達している。

観光面においては、四方を山地に囲まれ水量・水質が良好であることや、中央自動車道開通後、都心からのアクセスも良くなったことから、近年第三次産業が大きく発展した。富士山、富士五

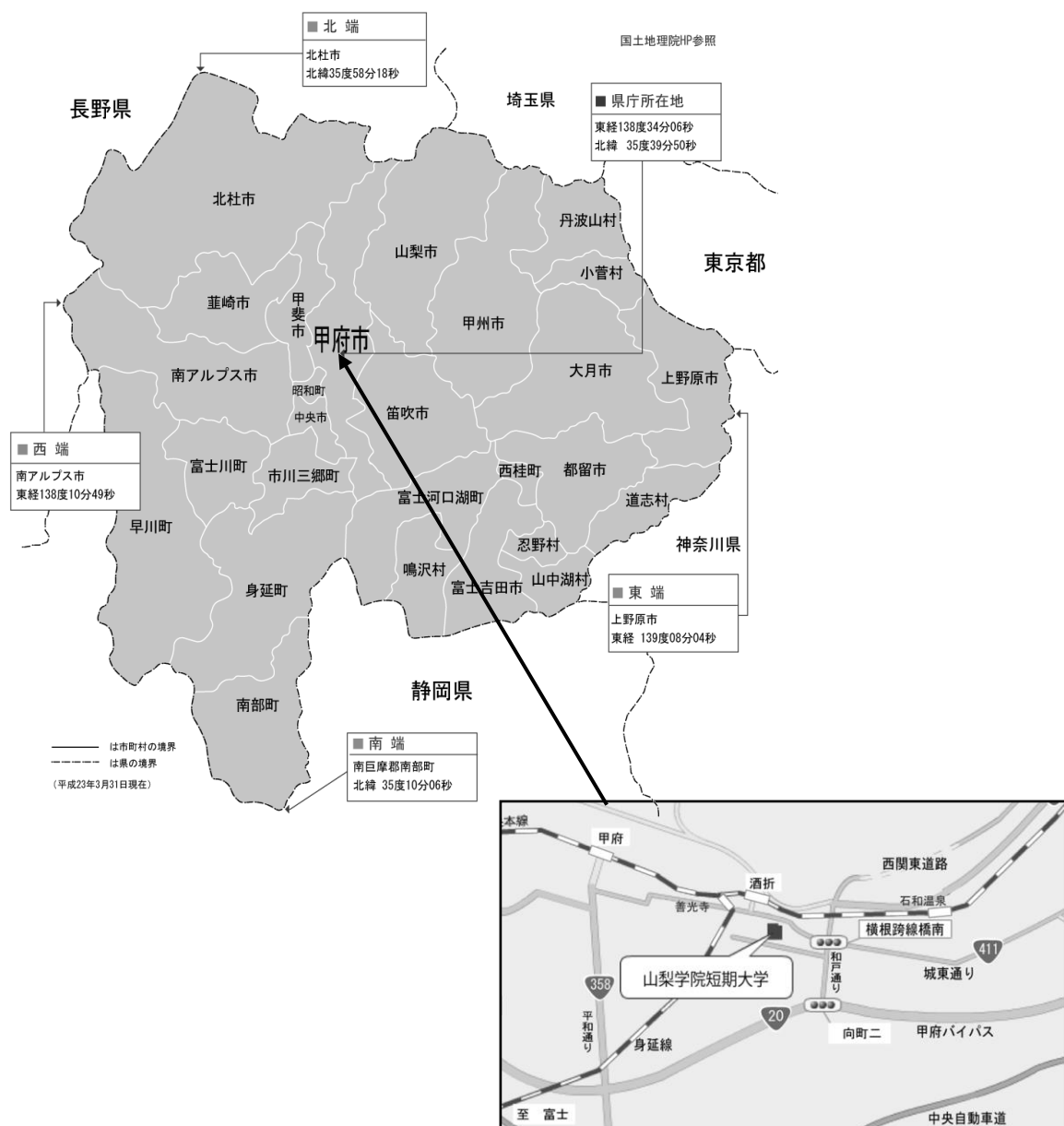


湖、八ヶ岳山麓、南アルプスなどの自然豊かな環境資源をベースに、毎年多くの観光客が訪れている。富士山が世界文化遺産に登録されたことにより、これを中心とした観光資源の再評価が期待される。

また、甲府盆地周辺および富士山麓地域を中心に工業団地が点在しており、半導体、光デバイス、工業用ロボットなどの精密機器の生産が行われている。

近年、地球温暖化対策として代替エネルギーの活用が叫ばれる中で、本県は、国内トップクラスの豊富な日照時間を活用し、県内各地で大規模太陽光発電施設が建設（計画）されており、新エネルギー、環境先進県として新たな展開を始めている。

#### 1-4-6 短期大学所在の地区町村の全体図



## 1-5 課題等に対する向上・充実の状況

### 1-5-1 平成25年度の第三者評価結果で指摘された事項への対応

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対策	成果
<p>基準Ⅲ 教育資源と財的資源 [テーマ A 人的資源]</p> <p>○ 科学研究費補助金については、既に検討されている改善策に加え、既存の FD 活動の活用等を含め、獲得に向けた短・中期の具体的な計画を策定し、推進されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学内における研究助成活用をさらに奨励し、研究活動のすそ野を拡大する。</li> <li>・地域諸機関との研究ネットワーク構築を支援する仕組みを整える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度、29年度、30年度に本学の教員が科研費を獲得した。獲得数増加に向けた FD 研修会も実施した。</li> <li>・科研費以外の助成金を獲得した教員もいる。</li> <li>・学内における研究助成を活用する教員が増加している。</li> <li>・地域諸機関との研究ネットワークを構築するため、地域連携研究センターを平成27年度に設立し、同センターを拠点として地域に貢献する研究活動を展開している。</li> </ul>

### 1-5-2 上記以外で、改善を図った事項について

改善を要する事項	対策	成果
特になし		

1-5-3 過去7年間に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及びその履行状況を記述する。

特になし

## 1-6 学生データ

### 1-6-1 入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

学科等の名称	事項	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	備考
食物栄養科	入学定員	100	100	110	110	110	平成30年度より入学定員を100名とする。
	入学者数	91	80	85	107	120	
	入学定員充足率(%)	91	80	77	97	109	
	収容定員	200	210	220	220	220	
	在籍者数	170	161	190	223	226	
	収容定員充足率(%)	85	77	86	101	103	
保育科	入学定員	150	150	150	150	150	
	入学者数	145	165	159	168	174	
	入学定員充足率(%)	97	110	106	112	116	
	収容定員	300	300	300	300	300	
	在籍者数	307	321	325	342	344	
	収容定員充足率(%)	102	107	108	114	115	
専攻科 保育専攻	入学定員	25	25	15	15	15	平成30年度より入学定員を25名とする。
	入学者数	20	21	19	18	18	
	入学定員充足率(%)	80	84	127	120	120	
	収容定員	50	40	30	30	30	
	在籍者数	41	40	37	36	28	
	収容定員充足率(%)	82	100	123	120	93	

### 1-6-2 卒業者数

区分	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
食物栄養科(人)	78	80	103	116	103
保育科(人)	160	155	166	174	168
専攻科保育専攻(人)	21	19	18	18	10
合計	259	254	287	308	281

### 1-6-3 退学者数

区分	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
食物栄養科(人)	3	3	5	2	6
保育科(人)	2	4	3	2	0
専攻科保育専攻(人)	0	0	0	0	1
合計	5	7	8	4	7

#### 1-6-4 休学者数

区分	令和元年度	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
食物栄養科 (人)	0	1	0	0	0
保 育 科 (人)	2	0	1	0	0
専攻科保育専攻 (人)	0	0	0	0	0
合計	2	1	1	0	0

#### 1-6-5 就職者数

区分	令和元年度	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
食物栄養科 (人)	73	74	102	112	90
保 育 科 (人)	139	134	137	143	143
専攻科保育専攻 (人)	18	18	18	18	10
合計	230	226	257	273	243

#### 1-6-6 進学者数

区分	令和元年度	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
食物栄養科 (人)	1	5	4	4	4
保 育 科 (人)	20	20	25	25	17
専攻科保育専攻 (人)	3	0	0	0	0
合計	24	25	29	29	21

### 1-7 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

大学の設置等に係る提出書類の「基本計画書」（「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」を参照）内の量的数値及び質的な事項について記述する（令和元年度の5月1日現在）。

#### 1-7-1 教員組織の概要（人）

学科等名	専任教員数					設置基準で定める教員数〔イ〕	短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕	設置基準で定める教授数	助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
食物栄養科	8	1	3	0	12	7		3	4	16	
保育科	11	2	5	0	18	10		3	0	22	教育学・保育関係
（小計）	19	3	8	0	30	17		6	4	38	
〔その他の組織等〕	1	0	1	0	2						一般教育科目等
短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕							5	2			
（合計）	20	3	9	0	32		22	8	4	38	

#### 1-7-2 教員以外の職員の概要（人）

	専任	兼任	計
事務職員	8	3	11
技術職員	0	0	0
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	大学と合同	大学と合同	
その他の職員	大学と合同	大学と合同	
計	8	3	11

### 1-7-3 校地等

校地等 (㎡)	区分	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	基準面積 [注]	在学生一人当たりの面積	備考 (共有の状況等)
	校舎敷地	0	84,080	0	84,080	5,000 ※1	51.6 ※2	山梨学院大学との共用
	運動場用地	0	120,113	0	120,113			
	小計	0	204,193	0	204,193			
	その他	0	47,189	0	47,189			
合計	0	251,382	0	251,382				

[注] 短期大学設置基準上必要な面積

※1 校地の基準面積：短期大学設置基準第30条：学生定員上の学生一人当たり10㎡として算定した面積：食1年[100]+食2年[100]+保1年[150]+保2年[150]=計500人

$$500 \times 10 \text{ ㎡} = 5,000 \text{ ㎡}$$

※2 校地等小計(㎡)÷学部及び短期大学収容学生数(3,960) 204,193㎡÷3,960=51.6㎡

### 1-7-4 校舎

区分	専用(㎡)	共用(㎡)	共用する他の学校等の専用(㎡)	計(㎡)	基準面積(㎡)[注]	備考(共有の状況等)
校舎(㎡)	10,867.00㎡	9,838.25㎡	30,813.66㎡	51,518.91㎡	4,900㎡	山梨学院大学との共用

### 1-7-5 教室等

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
7	12	9	2	0

### 1-7-6 専任教員研究室

専任教員研究室
33

### 1-7-7 図書・設備

学科・専攻課程	図書 [うち外国書]	学術雑誌 [うち外国書](種)		視聴覚資料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
	(冊)		電子ジャーナル [うち外国書]			
食物栄養科	13,432 (177)	13 (0)	127 (119)※1	12,444 (521) ※2	4,739	308
保育科	14,913 (226)	126 (0)				
専攻科保育専攻	0 (0)	0 (0)				

※1 山梨学院大学との共用

JDreamIII、EBSCOhost、CiNii等により、電子ジャーナルを閲覧できる環境が整っている。

※2 山梨学院大学との共用。視聴覚資料については、情報プラザ(Seeds)所蔵のものを含む。

### 1-7-8 図書館・体育館

図書館	面積 (㎡)	閲覧席数 (人)	収納可能冊数 (冊)
	3,984.22 ㎡	494	約 31 万冊
体育館	面積 (㎡)	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	4,264.00 ㎡	なし	

### 1-8 短期大学の情報の公表について

#### 1-8-1 教育情報の公表について

事項		公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	学生便覧、ウェブサイト、ガイドブック
2	教育研究上の基本組織に関すること	ウェブサイト (基礎資料)
3	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	ウェブサイト (教員紹介)
4	入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	ウェブサイト (入試)、学生便覧、ガイドブック
5	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	ウェブサイト (電子シラバス)
6	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	ウェブサイト (学則)、学生便覧
7	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	学生便覧、ウェブサイト (基礎資料) ガイドブック
8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	入学試験要項・入学願書 学生便覧、ウェブサイト
9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	ウェブサイト、学生便覧

#### 1-8-2 学校法人の財務情報の公開について

事項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	ウェブサイト (情報公開)

## 1-9 各学科・専攻課程ごとの学習成果について

### 1-9-1 学習成果をどのように規定しているか

本学では、「建学の精神」「教育理念」「教育目標」を受けて、各科・コースに、以下のような具体的な「ディプロマ・ポリシー（卒業までに身に付けさせたい能力）」を定めている。本学ではこれを「学習成果」としてとらえている。

＜食物栄養科 栄養士コース ディプロマ・ポリシー（卒業までに身に付けさせたい力）＞

1. 教養科目、外国語、学際科目での学習を通じて、日本文化の理解を深め、地球的視点から多面的に物事を考えることができる（全学共通）
2. 基礎演習、社会人基礎力育成講座、学生サークル活動等を通じて、豊かな人間性の基礎的資質を獲得している（全学共通）
3. 芸術科目、体育等の学習を通じて、豊かな感性と健康な心身の基礎的資質を獲得している（全学共通）
4. コンピューターを使って、言語的、数量的な処理ができる（全学共通）
5. 社会生活と健康との関わりや公衆衛生学に関する基礎的な知識を有している
6. 人体の構造と機能・食品と衛生に関する基本的な知識と技術を習得している
7. 食品と衛生に関する基本的な知識と技術を習得している
8. ライフステージと疾患に対応した栄養管理ができる
9. 栄養や健康の基本的な指導を行うことができる
10. 給食の運営、調理に関する基礎的な知識や技術を習得している
11. 実習及び事前事後の指導を通じて、栄養士業務の実際を体験的に学び、栄養士としての実践力を身に付けている
12. 食生活や健康の問題について考え、口頭または文章によって論理的に表現することができる

＜食物栄養科 パティシエコース ディプロマ・ポリシー（卒業までに身に付けさせたい力）＞

1. 教養科目、外国語、学際科目での学習を通じて、日本文化の理解を深め、地球的視点から多面的に物事を考えることができる（全学共通）
2. 基礎演習、社会人基礎力育成講座、学生サークル活動等を通じて、豊かな人間性の基礎的資質を獲得している（全学共通）
3. 芸術科目、体育等の学習を通じて、豊かな感性と健康な心身の基礎的資質を獲得している（全学共通）
4. コンピューターを使って、言語的、数量的な処理ができる（全学共通）
5. 衛生法規及び公衆衛生学に関する基本的な知識を有している
6. 食品衛生学に関する基本的な知識と技術を習得している
7. 食品学に関する基本的な知識を有している
8. 栄養学に関する基本的な知識を有している
9. 経済・経営に関する基礎的な知識を有している
10. 製菓・製パンの理論に関する知識を有している
11. 製菓・製パンの実習を通して技術を習得し、製菓衛生師としての実践力を身に付けている
12. 食生活や健康の問題について考え、口頭又は文章によって論理的に表現することができる



<保育科 ディプロマ・ポリシー（卒業までに身に付けさせたい力）>

1. 教養科目、外国語、学際科目での学習を通じて、日本文化の理解を深め、地球的視点から多面的に物事を考えることができる（全学共通）
2. 基礎演習、社会人基礎力育成講座、学生サークル活動等を通じて、豊かな人間性の基礎的資質を獲得している（全学共通）
3. 芸術科目、体育等の学習を通じて、豊かな感性と健康な心身の基礎的資質を獲得している（全学共通）
4. コンピューターを使って、言語的、数量的な処理ができる（全学共通）
5. 教育や福祉の理念や意義について理解し、教諭（幼稚園・小学校）や保育士としての社会的使命と責任を自覚している
6. 教育や福祉の思想、歴史、制度、および幼児や児童の発達特性を理解している
7. 幼児や児童の発達の理解に立って、基本的な計画や環境設定ができる
8. 教育や保育の指導法を理解し、基本的な指導・援助を行うことができる
9. 教育や福祉の相談や援助の方法についての知識を有している
10. 教科や基礎技能に関する基本的な知識や技能を習得している
11. 実習及び事前事後の指導を通じて、現場における指導援助全般を実践的に体得し、現場での適切な指導援助を行うことができる
12. 教育や福祉の問題について考え、口頭または文章によって論理的に表現することができる

本学では、この「ディプロマ・ポリシー（卒業までに身に付けさせたい力）」で具体的に示されている学習成果を達成するために、これに対応した教育課程を構造的に編成している（本学ではこれを「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成の考え）」と呼んでいる）。したがって、各授業科目の到達目標（シラバスに明記）は、「ディプロマ・ポリシー（卒業までに身に付けさせたい力）」に対応したものとなっている。

本学では「ディプロマ・ポリシー（卒業までに身に付けさせたい力）」の達成状況の指標として、グレード・ポイント・アベレージ（以下 GPA）を用いている。通常 GPA は個人の成績評価に用いるものであるが、本学では、科・コース、学年ごとの「ディプロマ・ポリシー（卒業までに身に付けさせたい力）」の達成状況を測定する指標としても用いている。

また、平成 28 年度、本学は文部科学省大学教育再生加速プログラム「テーマ V 卒業時における質保証の取組の強化」に採択された。その取組の中で、GPA によるディプロマ・ポリシーの達成状況の測定に加えて、専門的知識外部試験・専門的実践力外部試験の点数を指標として用いることとした。今年度の学習成果については後述する。

### 1-9-2 どのように学習成果の向上・充実を図っているか

学習成果（＝ディプロマ・ポリシー）の向上・充実の取組は、様々な手法で行われている。主なものを以下にあげる。

- ・ 「ディプロマ・ポリシー（卒業までに身に付けさせたい力）」として、学習成果を明確に定め、GPA を用いて本学独自に数値化している。この取組により、学生の学習成果の達成状況が可視化され、学習成果向上のための課題を把握できる。「ディプロマ・ポリシー（卒業までに身に付けさせたい力）」の達成のために教育課程編成・実施の方針「カリキュラム・ポリシー」を明確に定めている。

- ・ 各種の大学教育改革支援プログラムへの申請・採択を通して教育改善に取り組み、常に、特色ある教育実践を試みている。平成 28 年度、本学は文部科学省大学教育再生加速プログラム「テーマⅤ卒業時における質保証の取組の強化」に採択され、学生が、卒業時に、専門職として真に社会に貢献しうる力を身に付けることができるよう取組を進めてきた。採択事業は本年度末をもって補助期間を終了したが、次年度以降も取組は継続する。
- ・ タブレットPCを学生に貸与し、学修支援システム「PROPERTIES e-learning」を用いた学修支援を行っている。
- ・ 学習成果の外部評価（専門的知識外部試験、専門的実践力外部試験）の導入により、学習成果評価の客観性を高め、結果を共有し教育改善に活かしている。
- ・ 学習成果を学外に周知する目的で「学修成果レーダーチャート（学修成果証明書）」を就職先に配付する取組を開始した。
- ・ 学習成果に焦点を当てた評価観点を用いた自己点検・評価を毎年度、全学的に実施している。その一環として「学習成果報告書」を作成している。
- ・ 学生代表が参画するFD研修を開催し、授業改善についての意見を聴取する機会を設け、教育活動の改善に役立っている。
- ・ 科内会議では、毎回必ず、「学生の動向と支援」が議題の1つに挙げられ、各学生の学習成果の達成にむけて、個々にどのような支援を行っていくべきか、実態の評価と、改善策の検討がなされている。その内容は事務職員にも共有されている。
- ・ 教員はシラバスに示す、学習成果に対応した到達目標、授業内容を基に授業を進めている。学習成果の評価、すなわち、成績評価については、正確・公正な評価を目指してFD研修等も実施している。また、「学生による授業評価アンケート」等を行い、授業改善に積極的に取り組んでいる。
- ・ シラバスの記載内容については全教員でチェックする機会を設け、適切なシラバスの明示化を行うとともに、教育内容の共有化を図っている。
- ・ 「卒業生・修了生 就職先アンケート」、「卒業生アンケート」、「入学時意識調査」「卒業時満足度調査」など、各種調査を実施している。これらの結果については教員間で共有され、授業改善に生かされている。
- ・ 学外助言評価委員会を開催し、本学の教育について学外専門家から定期的に意見を聴取している。得られた意見を反映させ、卒業時の質保証への取組や教育課程編成を見直している。
- ・ 事務職員も科・コースの学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。学生の単位取得状況、履修状況、免許資格取得状況などの把握に加えて、教員と連携を図りながら、必要に応じて適宜、学生の相談に対応している。
- ・ 1年次前期の基礎演習の時間に学内施設の利用方法を説明する機会を設け、図書館やコンピューター施設などが有効活用されるようにしている。
- ・ 実力養成試験や単位化された特別講座を通して専門分野の学習の充実を図っている。加えて、基礎学力が不足する学生に対して、個別の支援や正課外の講座を実施している。また、学習意欲がより高い学生に対しては、「山梨学院学生チャレンジ制度」や「山梨学院スチューデントオブザイヤー賞」「4年一貫教育プログラム」を通して、学習の支援を行っている。
- ・ 学生相談室ほか学生の生活を支援する体制を整えている。

### 1-10 オフキャンパス、遠隔教育、通信教育のその他の教育プログラム

本学では、オフキャンパス、遠隔教育、通信教育、その他の教育プログラムを実施していない。

### 1-11 公的資金の適正管理の状況

本学における公的資金（公的研究費：文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的資金等）の適正管理・不正の防止については、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）に基づき、「山梨学院短期大学における公的研究費の適正な運営・管理体制に関する規定」を平成21年7月21日に制定し平成22年4月1日から施行するとともに、平成31年3月28日付で山梨学院短期大学研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程並びに山梨学院短期大学学術研究倫理に関するガイドラインを制定し平成31年4月1日から施行した。これらの規定においては、最高管理責任者（学長）、管理責任者（教務部長）、相談窓口（事務局）を定めている。また、不正の通報窓口（法人本部総務課）、不正使用に関わる調査委員会、内部監査等についても定めている。これらの規程は学内ウェブサイト（山梨学院短期大学ドキュメントサービス）に掲載され、全教職員がいつでも閲覧、ダウンロードできる。

### 1-12 その他

特になし

## 2. 自己点検・評価報告書の概要

### ◆建学の精神と教育の効果

「徳を樹つること」「実践を貴ぶこと」を建学の精神とし、これに基づいた教育理念、教育目標を確立し、いずれも様々な媒体を通じて学内外へ表明している。また、「ディプロマ・ポリシー（卒業までに身に付けさせたい力）」を定め、これを学習成果として明示している。「学習成果報告書」の作成、「卒業生・修了生 就職先アンケート」「卒業生アンケート」の実施等をとおして、教育の質の保証に努めている。「自己点検・評価委員会」を組織し、定期的かつ効果的な自己点検・評価活動を行っている。

### ◆教育課程と学生支援

学位授与の方針については、定量的な規準に加え、定性的な規準として「ディプロマ・ポリシー」を定め、学内外で明示している。この「ディプロマ・ポリシー」を達成するために、科・コースごとに「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成の考え）」を策定し構造的に教育課程を編成している。また、これらに基づいて、「アドミッション・ポリシー（本学が求める入学生像）」を定めている。これは、入学前の学習成果として、本学が何を重視し、評価するかを明確に示すものとなっており、これに則った入学者受入れを行っている。特に「自己表現文試験」は本学の特色ある取組である。「ディプロマ・ポリシー」の達成状況については、GPAを用いて本学独自に数値化し、「学習成果報告書」としてまとめ、自己点検・評価につなげている。これに加えて、「学生に

よる授業評価アンケート」を参照し、教員は自らの授業改善に取り組んでいる。

総合図書館に加え、情報プラザが整備され、コンピューター等の環境も充実している。少人数制のゼミによる学生への学習支援等、全学的にきめ細やかな対応がなされている。「山梨学院学生チャレンジ制度」等のユニークな制度も有している。また、教育理念に基づいた地域志向の多彩な教育課程を編成している。

生活支援についても、学生相談室、保健管理室、学生部などが連携しつつ行っている。学生が主体的に参画する活動として、学友会が組織されている。奨学金制度や、就職支援のための体制も充実している。また、児童養護施設出身学生への奨学制度である「長期的自立支援制度」を、本学独自に設けている。

#### ◆教育資源と財的資源

「カリキュラム・ポリシー」および、短期大学設置基準、資格免許に関わる法令に基づき教員を組織している。専任教員には、研究室や研究日、研究費が確保され、各自が「カリキュラム・ポリシー」に基づいて研究活動を行っている。学習成果向上のための事務組織の整備もなされている。人事管理、校地、校舎、施設設備等の整備・管理も適切に行われている。技術サービス、専門的な支援、施設、コンピューター環境の向上・充実も図っている。

本年度は、昨年度に引き続き、私立大学等改革総合支援事業タイプⅠの選定を受けた。さらに、平成28年度に大学改革推進等補助金（大学教育再生加速プログラム）にも採択された（今年度まで）。今後も教育資源・財的資源の充実に努めていきたい。

法人全体における資金収支および消費収支は、過去3年にわたり均衡し、支出超過の状況についてもその理由を把握している。定員充足率が妥当な水準であり、それに相応しい財務体質を維持している。本学の将来像は明確になっている。本学の強みと弱みについて客観的な分析を加えており、経営実態・財政状況に基づいた経営計画も策定している。

#### ◆リーダーシップとガバナンス

理事長は、明確なビジョンを示し、理事会は、本法人の業務に関する最終的な意思決定機関として機能している。

学長は、短期大学運営に関する識見を有し、建学の精神に基づいて、教育研究を推進している。理事・評議員として法人との連携も図りつつ、本学の向上・充実にむけてリーダーシップを発揮している。

教授会等の教学運営体制も確立している。特に「拡大教授会兼合同会議」は全教職員が課題を共有し、一体となって大学運営に取り組むことに有効に機能している。

監事は寄附行為の規定に基づいて監査を実施している。評議員会は、法人業務に関する重要事項について理事長に対し意見を述べる諮問機関として機能している。中期計画も策定され、これに基づく単年度の事業計画と予算を、関係部署の提案を集約しつつ、決定している。

### 3. 自己点検・評価の組織と活動

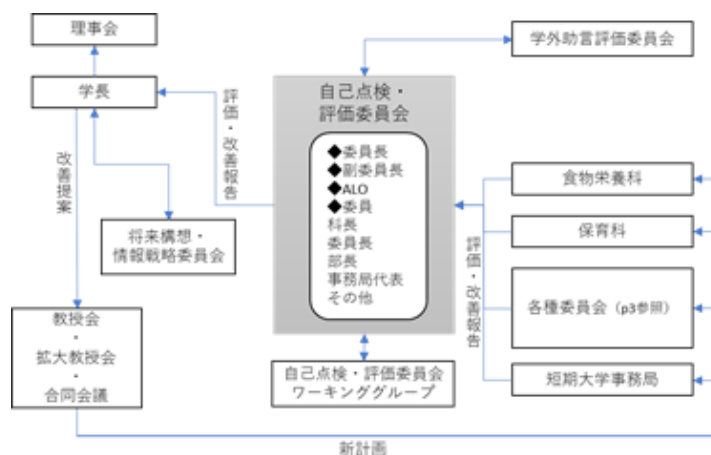
#### ◆自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

委員長	山内 淳子（学長）
副委員長	遠藤 清香（ALO・保育科長）
委員	松野 洋人（学長補佐）
委員	羽畑 祐吾（食物栄養科長）
委員	野中 弘敏（専攻科保育専攻科長）
委員	深澤 早苗（食物栄養科教授・教務部長）
委員	根津美智子（食物栄養科教授・学生部長）
委員	樋川 隆（保育科教授・地域連携研究センター長）
委員	中川 裕子（食物栄養科教授・入試委員会副委員長）
委員	山内 紀幸（保育科教授・カリキュラム委員長）
委員	中野 隆司（保育科教授・FD委員長）
委員	萱嶋 泰成（食物栄養科教授・就職キャリア委員長）
委員	竹中麻美子（保育科講師・国際交流委員長）
委員	岡本 裕子（食物栄養科教授・学外実習委員長）
委員	白鳥 仁（事務局長）
委員	鬼頭 伯明（事務局次長）
委員	広瀬 友美（事務局長補佐）

#### ◆自己点検・評価の組織図

自己点検・評価委員会の組織は下に示されるような構図で執行されている。自己点検・評価委員会は、各科・各委員会・事務局各部門からの評価・改善報告を集約し、全学的な評価・改善報告を作成する。学長は、拡大教授会兼合同会議において改善が必要な課題の共有を図り、拡大教授会兼合同会議で改善策を検討し新計画を立案する。各科・各委員会・事務局各部門は新計画を具体化し実施する。

また平成 28 年度より「学外助言評価委員会」を設置した。学修成果や本学の教育課程について、学外有識者の意見を聴取する機会を設け、自己点検・評価に活かしている。



#### ◆組織が機能していることの記述

平成5年度より「山梨学院短期大学自己点検・評価規程」「山梨学院短期大学第三者評価規程（令和元年6月27日付で「山梨学院短期大学認証評価に関する規程」に改称）」を定め、平成18年度には、財団法人短期大学基準協会の第三者評価の第1回を、平成25年度には第2回を受審した。その後も、自己点検・評価委員会が中心となって、自己点検・評価を実施している。平成22年度からは、「自己点検・評価報告書」を本学ウェブサイトで公開している。

自己点検・評価は以下のような流れで行われている。年度のはじめに、自己点検・評価委員会が、短期大学基準協会の認証評価基準や、本学独自の取組等をふまえて、本学としての評価観点を検討、設定する。評価観点は、学習成果に焦点をあてたものとなっている。年度末には、各科・各委員会等で実施された自己点検・評価を、自己点検・評価委員会が集約し、本学の「自己点検・評価報告書」として取りまとめる。報告の内容について「学外助言評価委員会」にて学外有識者の意見を伺い、さらに自己点検・評価の内容を見直す。最終的な「自己点検・評価報告書」は全専任教員が参加する拡大教授会で審議され、ここで承認を得た後、翌年度はじめにはウェブサイトで公開される。

自己点検・評価の成果は、以下のように活用されている。

まず、全学的には、各種の自己点検・評価をふまえて、拡大教授会で、次年度の重点推進事項を策定している。各科、各委員会等においては、前年度の評価と課題を念頭に当該年度の事業の審議・実施に取り組んでいる。各教員においては、年度末に実施した自己点検・評価をふまえて、シラバスを改訂し、次年度に臨んでいる。

#### ◆自己点検・評価報告書完成までの活動記録

時期	内容
5月	自己点検・評価委員会において評価観点を検討、設定する
6月～2月	各科、各委員会等において、年度計画に基づき活動を行う
2月～3月	各科、各委員会等において、実施された事項（D）について、評価（C）改善（A）次年度の計画案作成（P）を行う
3月	各科、各委員会等での審議結果を自己点検・評価委員会に報告する 学外助言評価委員会で自己点検評価について学外有識者の意見を聴取する
5月	自己点検・評価委員会において、「自己点検・評価報告書」（評価票）をまとめ、 学長は拡大教授会兼合同会議で課題の共有を図る 拡大教授会兼合同会議で改善案を審議し、新計画を立案する 「自己点検・評価報告書」を本学ウェブサイトにて公開する

#### 4. 山梨学院短期大学 自己点検評価票（令和2年3月現在）

大項目	中項目	小項目	短期大学基準協会における観点	評価	評価 (C) コメント	改善 (A) コメント (具体的な内容・方法・時期)	根拠となる資料
一 建学の精神と教育の効果	I-V 建学の精神	I-V-1 建学の精神の確立	(1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。	○	ウェブサイト、出版物を通じて明確化してある。		ガイドブック、ウェブサイト、学生便覧、木犀の会パンフレット、ガイダンス資料
			(2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。	○	建学の精神が法令に基づく「公共性」を有している。		
			(3) 建学の精神を学内外に表明している。	○	ガイドブック、ウェブサイト、学生便覧、木犀の会パンフレット、ガイダンス資料等で表明されている。		
			(4) 建学の精神を学内において共有している。	○	新年度のガイダンスで学生とともに確認している。また、エントランスには、建学者の像とともに、その精神を伝える詩に常時触れることができる。		
			(5) 建学の精神を定期的に確認している。	○	ガイダンスに加え、毎年、全学生参加の「木犀の会」でも建学の精神を確認している。		
		I-V-2 地域・社会への貢献	(1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。	○	山梨学院生涯学習センターと連携をしシニア層を対象とする講座、社会的養護フォーラムを開催した。また、生涯学習センターが実施する講座への講師派遣をしている。		
	(2) 地域・社会の地方公共団体、企業(等)、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。	○	山梨県(農政部、森林環境部事業)、甲府市(市民との協働推進事業参加、担当職員の講義実施)、山梨中央銀行(ドリームキー)、(福)山梨県社会福祉協議会(ボランティアに関する講義とボランティア紹介)、山梨県立農林高等学校・笛吹高等学校(生産物調理、醸造ワイン試飲)、(公財)キープ協会(ジャージー牛乳活用のレシピ開発)等との連携協定に基づき事業を実施した。				
	(3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。	○	地方公共団体、各種団体等からの要請に基づき各種講座等に教員を派遣している。また、必修科目「社会人基礎力育成講座Ⅰ」「社会人基礎力育成講座Ⅱ」を通じ、1年次は2か所以上8時間以上の地域ボランティア活動を、2年次は1か所の食育推進ボランティアを含み2か所以上8時間以上のボランティア活動を行うものとし、単位化している。				
	I-B 教育の効果	I-B-1 教育目的・目標の確立	(1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。	○	建学の精神に基づき、教育理念や教育目標を明確にしている。教育目的・目標は具体的にあり、学科ごとに学習成果が明確化されている。		ガイドブック、ウェブサイト、学生便覧、木犀の会パンフレット、ガイダンス資料
			(2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。	○	ガイドブック、ウェブサイト等で表明している。		
			(3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき人材養成が地域・社会の要請に応じているか定期的に点検している。(学習成果の点検については基準Ⅱ-A-6)	○	各科のディプロマ・ポリシーの達成度をGPAにより算出し、学修成果の確認を行っている。毎年開催している学外助言評価委員会において学修成果の報告を行い、意見聴取している。	カリキュラム委員会議事録、学外助言評価委員会議事録	
		I-B-2 学習成果の確定	(1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。	○	学習成果をディプロマ・ポリシーとして明確化している。		学生便覧
			(2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。	○	学習成果をディプロマ・ポリシーとして明確化している。		学生便覧
			(3) 学習成果を学内外に表明している。	○	ウェブサイトでディプロマ・ポリシー(学習成果)を明示している。		ガイドブック、ウェブサイト、学生便覧
			(4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。	○	カリキュラム委員会を中心に点検している。		カリキュラム委員会議事録
		I-B-3 3つの方針の策定・公表	(1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。	○	建学の精神、教育理念、教育目標に基づき、三つの方針を一体的に定めている。		拡大教授会兼合同会議事録、学外助言評価委員会議事録、入試委員会議事録
			(2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。	○	三つの方針については、各委員会で見直しを図りながら、毎年度自己点検評価委員会が年度毎の振り返り、それをふまえた次年度の見直しを行い、拡大教授会兼合同会議で議論されている。学外者や学生からの三つの方針に対する意見も聴取し見直しに生かしている。		拡大教授会兼合同会議事録、学外助言評価委員会議事録、入試委員会議事録
			(3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。	○	すべての授業はカリキュラム・ポリシーを踏まえた上でディプロマ・ポリシーと関連付けられている。シラバスにもその関連が明記されている。授業を通じた学生の学修成果もディプロマ・ポリシーを踏まえて確認されている。アドミッション・ポリシーは本学のディプロマ・ポリシーと密接に関連しており、入学生は本学の授業を通して適切に学修成果を獲得できている。		拡大教授会兼合同会議事録、学外助言評価委員会議事録、入試委員会議事録
(4) 三つの方針を学内外に表明している。			○	三つの方針については、ウェブサイトやガイドブック、自己点検評価報告書等を通して、学外に表明している。学内への表明については、学生便覧、ガイダンス等も加えて行っている。		ウェブサイト、ガイドブック、学生便覧	

I	自己点検・評価	自己点検・評価活動等の実施体制の確立	1-1-1	(1)自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。	○	自己点検・評価規程を策定している。自己点検・評価委員会が組織され、活動が展開されている。	学則、自己点検・評価規程、自己点検・評価規程細則、自己点検・評価委員会ワーキンググループ内規
			(2)日常的に自己点検・評価を行っている。	○	授業においては、授業者が自己点検を行っている。毎月開催される科内会議で学生の実態等を共有している。	科内会議録	
			(3)定期的な自己点検・評価報告書等を公表している。	○	平成 22 年度の自己点検・評価票からウェブサイトで公開している。	ウェブサイト	
			(4)自己点検・評価活動に全教職員が関与している。	○	個人的な評価については、各教員が授業改善を日々加えている。組織的评价については、自己点検・評価委員会に、各科長、各委員会委員長、事務局長が所属しており、全教職員が参加する各科、各委員会、事務局等の意見を集約している。また、全教職員が参加する拡大教授会兼合同会議で、評価項目を討議し、点検結果も確認している。	各委員会議事録、自己点検・評価委員会議事録、教授会議事録	
			(5)自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。	○	平成 28 年度より学外助言評価委員会を設置し、本学の自己点検・評価活動に助言・評価を受けている。学外助言評価委員会は各専門分野の有識者、高等学校関係者等で構成されている。	学外助言評価委員会議事録	
			(6)自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。	○	自己点検・評価票をもとに、各科や各委員会が課題を明確化し、改善に取り組んでいる。また今年度は自己点検・評価活動の一環として、3つのポリシーと教育課程、施設設備の点検評価に学生が関わった。学生の意見を受けて、各科・委員会で改善に取り組んだ。	各委員会議事録	
	教育の質の保証	1-1-2	(1)学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。	○	各科のディプロマ・ポリシーの達成度を GPA により検証している。また、併せて、各科の資格・免許の取得者数や合格率も検証している。専門的知識外部試験、専門的実践力外部試験を実施している。総合的人間力の査定にはボランティア活動実績を指標としている。	学習成果報告(自己点検・評価報告書)、学修成果証明書、ボランティアパスポート	
		(2)査定の手法を定期的に点検している。	○	カリキュラム委員会を中心に点検を行い、科内会議で確認し、定期的に点検を行っている。学外助言評価委員会を通じた点検も行っている。	カリキュラム委員会議事録、科内会議録、学外助言評価委員会議事録		
		(3)教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。	○	各科、主要な委員会で PDCA を行っている。学外助言委員会からも評価・助言を得ている。	各委員会議事録		
		(4)学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。	○	法令変更等の確認を行い、法令遵守に努めている。	カリキュラム委員会議事録、専任教員一覧(教務部作成)		
II 教育課程と学生支援	教育課程	II-A-1	学位授与の方針の明確化	(1) ① ② ③ ④	○	卒業認定・学位授与の方針は学習成果(ディプロマ・ポリシー)に対応している。卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件は「学則」「履修規程」「試験規程」および、各科の「履修の方法」に明確に示している。卒業要件に関わる GPA については取扱に関する細則を学生便覧に掲載している。	学生便覧
			(2) ① ② ③ ④	○	各科の卒業認定・学位授与の方針を定めている。学位授与の方針として、履修上の定量的な規準に加え、定性的な規準として「ディプロマ・ポリシー」を定めている。	学生便覧	
			(3) ① ② ③ ④	○	短期大学設置基準が定める卒業要件を満たしている。		
			(4) ① ② ③ ④	○	カリキュラム委員会、自己点検・評価委員会、学外助言評価委員会等で、定期的に点検しているとともに、拡大教授会兼合同会議や学生参画の自己点検評価委員会等でも自己点検や確認を行っている。	カリキュラム委員会議事録	
	教育課程編成・実施の方針の明確化	II-A-2	(1) ① ② ③ ④ ⑤	○	カリキュラム・ポリシーの策定を行い、ディプロマ・ポリシーとの関連を図っている。	学生便覧	
			(2) ① ② ③ ④ ⑤	○	① カリキュラムポリシーにしたがって、授業科目を編成している。カリキュラムマップの作成も行っている。 ② 履修科目の単位数の上限を設定している(但し、資格および免許の取得希望者、再履修者を除く)。また、GPA を履修上限単位数の基準に用いている。 ③ 学則に基づき、厳格に実施している。 ④ 電子シラバスを整備し、明示化を行っている。また、全教員でシラバスチェックを行っている。	学生便覧、ウェブサイト	
			(3) ① ② ③ ④ ⑤	○			
			(4) ① ② ③ ④ ⑤	○			



				う授業の実施を適切に行っている。				
				(3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。	○	短期大学設置基準の規定に基づき、教育課程における教員の配置は、教員の業績や専門分野に基づき行っている。		専任教員一覧表（教務部作成）
				(4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。	○	カリキュラム委員会、教務部を中心に、教育課程の定期的な点検・見直しを行っている。		カリキュラム委員会議事録
		II-V-3	教養教育	(1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。	○	カリキュラム委員会において、教養教育の見直しと充実を図っており、実施体制も確立している。		学期、時間割、カリキュラム委員会議事録
				(2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。	○	教養教育と専門教育との関連は明確になっている。		履修系統図
				(3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。	○	教科ごとにGPAを算出し、カリキュラム委員会、教務部を中心に、教養教育課程の定期的な点検・見直しを行っている。		学修成果報告書、カリキュラム委員会議事録
		II-V-4	職業教育	(1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。	○	コアカリキュラムにそって専門職養成の教育課程が明確になっている。また、専門的実践力外部試験および専門的知識外部試験を導入し、職業教育の充実を図っている。		学生便覧
				(2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。	○	資格取得に必要な専門教科科目のGPAを算出し、学修成果を確認している。また、授業評価アンケートを実施し、授業改善に取り組んでいる。学外での実習（校外実習）の成績状況について、科ごとに情報を共有し、評価、改善に活用している。		学修成果報告書、授業評価アンケート、学外実習報告書
		II-V-5	入学者受入れの方針の明確化	(1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。	○	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに対応するアドミッションポリシーを定めている。		ガイドブック、ウェブサイト、入試要項
				(2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。	○	アドミッション・ポリシーは、入試要項、ウェブサイトにも明示されている。		ウェブサイト、入試要項
				(3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。	○	アドミッション・ポリシーは、基礎的な学力や基本的な生活態度、自己表現力、専門分野への関心等、入学前の学習成果を重視し、それらを把握・評価することをうたったものとなっている。本年度は「学力の3要素」とアドミッション・ポリシーと入試選抜の方法の対応関係を明らかにし、本学ウェブサイトで公開した。		ガイドブック、ウェブサイト、入試要項
				(4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。	○	基礎的な学力や基本的な生活態度は調査票で、自己を表現する力は自己表現文で、専門分野への関心は面接で確認している。本年度は「学力の3要素」とアドミッション・ポリシーと入試選抜の方法の対応関係を明らかにし、本学ウェブサイトで公開した。		ウェブサイト、入試要項
				(5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。	○	推薦入試、一般入試、大学入試センター試験（Ⅰ期・Ⅱ期）、社会人入試（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）、自立支援入試等、多様で公平な選抜を行っている。また追跡調査により、入試の公正性や妥当性を確認している。		入試要項、入学者の追跡調査資料
				(6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。	○	授業料、その他入学に必要な経費は入試要項に明示されている。		入試要項、ウェブサイト
				(7) アドミッション・オフィス等を整備している。	○	本学教職員からなる入学試験委員会が設置され、教職協働で広報・入試事務に取り組んでいる。専任教員がアドミッション・オフィサーとして配置されている。山梨学院大学入試センターと連携しながらの広報・入試事務もやっている。		入学試験委員会規程、アドミッション・オフィサー発令、アドミッション・オフィスの整備について一面的・総合的な入学選抜実施体制
				(8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。	○	入試に関する問い合わせには、専任教員等が適切に対応している。またオープンキャンパス、進学相談会などでも個別相談に応じている。ウェブサイトなどからの申込や質問にも対応している。		ウェブサイト
				(9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。	○	学外の専門家や高等学校関係者で構成される学外助言評価委員会を年2回開催し、入学者受入れの方針を含む教育課程全般について意見を聴取している。		学外助言評価委員会議事録
		II-V-6	学習成果の明確さ	(1) 学習成果に具体性がある。	○	学生便覧にて、ディプロマ・ポリシーと各教科のねらいを明確化している。		学生便覧
				(2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。	○	ほとんどの学生が2年間で学修成果を獲得している		自己点検・評価報告書（5. 学習成果のまとめ）、単位認定の状況表、年者数
				(3) 学習成果は測定可能である。	○	GPAによる学科ごとのディプロマ・ポリシーの評価を行っている。また、資格・免許について取得率・合格率によって検証を行っている（5. 学修成果のまとめ参照）。また、専門的知識および専門的実践力の外部試験を導入し、学習成果を測定する方法を整えている。学修成果を目に見える形で示す学修成果証明書を作成している。		免許資格取得者数一覧、自己点検報告書、学修成果証明書

			学習成果の測定	(1)GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ルーブリック分布などを活用している。	○	学修成果を測定するため、GPA 分布や単位取得率、資格試験や国家試験の合格率等を活用している。専門的知識外部試験結果、専門的実践力外部試験結果、ボランティア活動実績も学修成果の測定に活用している。	単位認定の状況表、免許・資格取得者一覧、GPA 分布、学修成果証明書
				(2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。	○	学修成果を測定するために、学修行動調査(入学時意識調査・卒業時満足度調査)や編入率、就職状況等を活用している。	学修行動調査(入学時意識調査・卒業時満足度調査)結果、編入率・進学率、就職状況
				(3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。	○	学修成果を、量的データ(単位取得状況、GPA 分布、資格取得状況、専門的知識外部試験結果等)で評価し、公表している。また、質的データ(専門的実践力外部試験結果、ボランティア活動実績)に基づき評価し、自己点検・評価報告書のウェブ公開を通して公表している。	単位認定の状況表、GPA 分布、免許・資格取得者一覧、自己点検・評価報告書
			学生の卒業後評価	(1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。	○	平成 29 年度に食物栄養科フードクリエイティブコース、平成 30 年度に食物栄養科栄養士コースの卒業生の就職先に対してアンケートを実施し、それぞれの進路先からの評価を得ることをおこなった。本アンケート実施の成果を踏まえ、次年度以後、他学科でも実施する予定である。	科内会議録
				(2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。	○	聴取した結果は、学外助言評価委員会を含む各委員会、各科内会議、拡大教授会兼合同会議で共有され学習成果の点検に活用している。	各委員会等議事録
			学生支援	II-B-1	学習成果の獲得に向けての教育資源の活用	(1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。 ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況の評価している。 ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。 ③ 教員は、学生による授業評価を定期的を受けて、授業改善に活用している。 ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。 ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。 ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。	○
(2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。 ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。 ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。 ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。 ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。	○	① 教員と連携し、履修登録状況、単位取得状況、科内会議録等の確認を行っている。 ② 学習意欲の向上に向け、窓口対応及びゼミ教員への情報提供を通してサポートを行っている。 ③ 専門職の実践力形成のため、社会人として必要な常識・知識について、全体・個別支援を行い学生対応することにより、達成状況の把握を行っている。 履修上の質問には、常時相談をうけることができる体制を整え、また単位取得状況の悪い学生は連絡をとり、個別支援を行っている。 資格・免許取得のための実習事務を通じ、学生が個々で行う手続きについての個別支援を行っている。合わせて、実習先でのマナーについて支援を行っている。 ④ 事務局内保管庫及び資料室にて確実に保管をしている。				学生便覧	
(3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。 ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。 ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。 ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。 ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。 ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。	○	① 総合図書館等では、専任職員が複数常駐し、検索・操作上の質問に随時対応し、学習支援を行っている。 ② 総合図書館では、学生の要望により、利用時間を夜間 20 時まで延長し、なお、土曜日を終日対応して学生の利便性の向上に努めている。 ③ 教職員間の情報伝達、成績評価、学生への情報伝達方法、または授業時の検索・課題・提出物関係の多方面にわたり、活用している。 ④ 教員との連携により良い環境を調えるべく要望を聴き、確認・補充を行い、利用促進に心がけている。 ⑤ コンピューター管理部署、担当者並びに事務局で随時情報交換をし、利用しやすいシステム構築について検討し、利用技術の向上に努めている。				総合図書館案内	

II-B-2	学習成果の獲得に向けての学習支援	(1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。	○	入学前学習や入学当初の行事案内などの文書を送っている。		入学前学習課題プリント、入学式・入学ガイダンス案内	
		(2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。	○	入学式後2日間にわたってガイダンスを行うとともに、4月に1泊2日のオリエンテーションセミナーを実施している。更に、基礎演習の中でも学生生活のガイダンスを行っている。		ガイダンス資料、オリエンテーションセミナーのしおり、基礎演習シラバス	
		(3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。	○	目指すべき資格・進路に沿ったガイダンスを実施している。		学生便覧、ガイダンス資料	
		(4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。	○	学生便覧、シラバス(平成23年度よりウェブサイト化)、フレスコなど学生の学習支援のための印刷物を各種発行している。		学生便覧、フレスコ、シラバス等	
		(5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。	○	一般教養や専門基礎学力の向上のためにiPadを用いた自学自習のシステムを整えている。学期末に専門的知識外部試験を実施し、一般教養や専門基礎学力の向上を図っている。その学力が十分獲得されていない学生については、再度、学習機会を設けている。		より効果的な支援ができるよう、今後専門的知識外部試験のあり方や補習対策を検討していく。また、iPadの一層の活用を図っていく。	ガイダンス資料(実力養成試験の箇所)、社会人基礎力育成講座シラバス
		(6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。	○	少人数のゼミ体制の中で、ゼミ担当が常時、学習・生活上の相談にのっている。また学生センター学生相談室には臨床心理士も常駐し、連携し相談業務を行っている。		事務組織と事務分掌規程、行政組織機構図、学生便覧	
		(7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。	/				
		(8) 学習成果の獲得に向けて、進歩の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。	○	学習意欲が高い学生には、「学生チャレンジ制度」を活用して学習の深化を図れるよう支援している。専攻科への進学を考えている学生には月に1回程度勉強会を実施している。また、卒業時には、優秀な学生を表彰している		4年一貫教育プログラム実施要綱、学生チャレンジ制度規程・実施要綱、教授会議事録、スチューデントズオブザイヤー賞規程	
		(9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣(長期・短期)を行っている。	○	外国人留学生に対応した教科目を設置(単位互換として)するなど、留学生の受入れ体制を整備している。		国際交流委員会規程、学生便覧	
		(10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。	○	量的データ(単位取得状況、GPA分布、専門的知識外部試験等各種の試験結果)や質的データ(専門的実践力外部試験、ポランティア活動実績、学修時間、学修行動調査、授業評価アンケート、卒業生アンケート、就職先アンケート)に基づき、学修支援の方策について、科内会議等で点検を行っている。		科内会議録、自己点検・評価報告書(学習成果のまとめ)、授業評価アンケート、卒業生アンケート結果、就職先アンケート調査結果	
II-B-3	学習成果の獲得に向けた学生の生活支援	(1) 学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備している。	○	学生総合支援委員会が学生の生活支援策について審議し、学生部が中心となって、全教職員で個々の学生に対応できるような支援体制を整えている。山梨学院大学との共同施設として、学生センター学生総合支援室(学習支援および生活支援)を備えている。		学生総合支援委員会規程、科内会議録、学生便覧	
		(2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。	○	学友会並びにクラブ顧問委員会がクラブ活動・樹徳祭運営・クラブ学生ボランティア活動への積極的な支援・指導を行っている。		学生便覧、学友会会議録、顧問会議事録、フレスコ	
		(3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。	○	カフェテリアブルシアンブリー、キャンパスショップ、ラウンジを備え、学生の食事・生活空間や、憩いの場として利用されている。		ガイドブック、フレスコ	
		(4) 宿舍が必要な学生に支援(学生寮、宿舍のあっせん等)を行っている。	○	オープンキャンパス時に県外学生対象に事務局窓口で相談に応じているのに加え、学生センター学生総合支援室が随時担当している。		酒折周辺地図、賃貸物件情報	
		(5) 通学のための便宜(通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等)を図っている。	○	学内の近接した随所に駐輪場、駐車場を完備している。		キャンパスマップ	
		(6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。	○	児童養護施設退所者を対象に経済的支援を行う制度として長期的自立支援制度を設けている。また、専攻科特待生制度を設けている。学生センター学生総合支援室が奨学金制度についての相談、申請等に係わり対応している。		専攻科特待生規程、長期的自立支援に関する規程、学生センター奨学金に関する資料、フレスコ	
		(7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。	○	山梨学院大学との共同施設として、学生センター保健管理室(心身の健康管理およびケア)・学生相談室(カウンセリング)を備えている。		学生便覧、フレスコ	
		(8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。	○	学修・生活時間に関する調査(学修時間調査)とともに、入学時意識調査・卒業時満足度調査と同じ質問からなる学修行動調査(在学時調査)を年度半ばに実施することにより、学生生活の実態、および学生の意見や要望を継続的に把握して学生支援の改善に役立っている。また、学生が参画した自己点検評価を行い、施設設備等に関する点検評価を行った。入試IR調査の中でも、新入生に入学してよかったこと、改善してほしいこと、についてたずねている。		学修時間調査、入学時意識調査、在学時調査、卒業時満足度調査、入試IR調査結果、拡大教授会議事録	

				(9)留学生が在籍する場合、留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する体制を整えている。	○	国際交流委員会、学生センター学生総合支援室が対応している。		国際交流委員会規程
				(10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。	○	ゼミ等を通じて、個別の支援を行っている。また、本法人内の子育て支援センター等を活用した学生に対する育児支援の制度も整えている。		学生便覧
				(11)障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。	○	スロープや障害者用トイレ、エレベーター等を整備している。対応していない教室については、障がい者の履修科目に合わせて、教室変更を行って対応している。また、今年度、学生総合支援委員会の規程を改訂し、障がいのある学生への支援について明記した。さらに障がい学生支援規程を制定した。また障がいのある学生への支援に関する基本方針を制定した。		施設一覧、学生総合支援委員会規程 障がい学生支援規程、障がいのある学生への支援に関する基本方針
				(12)長期履修生を受入れる体制を整えている。	○	長期履修生を受け入れる体制が整っている。		学期
				(13)学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)に対して積極的に評価している。	○	授業科目「社会人基礎力育成講座Ⅰ」「社会人基礎力育成講座Ⅱ」においてボランティア活動を推進している。平成29年度からボランティア・パスポートを導入し、学生のボランティア活動を総合的人間力の外部評価指標として積極的に評価する取組を行っている。		シラバス、ボランティア・パスポート、学修成果証明書
		II-B-4	進路支援	(1)就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。	○	本法人の就職・キャリアセンター職員と本学就職・キャリア支援委員会の教職員との連携により支援活動が行われている。		就職・キャリア支援委員会規程、就職・キャリアセンター配布資料、学校法人山梨学院職員組織表
				(2)就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。	○	就職支援のための施設として「山梨学院就職・キャリアセンター」を整備している。		学生便覧
				(3)就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。	○	就職・キャリアセンターでは資格取得奨励制度として、「キャリアアップサポート制度」が設けられている。そのほか、就職模擬試験や公務員対策講座、教員採用試験対策講座を行っている。		就職・キャリアセンター配布資料、就職・キャリアセンターウェブサイト
				(4)学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。	○	毎年度、各科・コースの就職状況を集約し分析している。結果は、教職員間で共有し就職支援に活用している。実際の就職活動や就職試験の内容等の情報も学生から収集し、翌年度の就職支援に活用している。		就職・キャリアセンター作成資料「卒業生・修了者進路決定状況」、拡大教授会議事録、公務員試験等受験結果報告書、進路届、内定への道
				(5)進学、留学に対する支援を行っている。	○	進学支援は、ゼミ担当教員及び就職・キャリア支援委員会委員が中心となり実施している。食物栄養科栄養士コースでは、4年制大学への編入を希望する学生を対象とした編入対策講座を実施している。保育科では、「4年一貫プログラム」という独自の教育プログラムを設け、専攻科進学に意欲を示す学生への学習支援を行っている。留学支援は、ゼミ担当教員と国際交流委員会委員が中心となり実施している。		就職・キャリア支援委員会規程、国際交流委員会規程、4年一貫プログラム配布資料、編入対策講座資料
III	III-V	人的資源	III-A-1	教員組織の整備	(1)短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。	○	厚生労働省、文部科学省の基準に従い編成している。	専任教員一覧表(教務部作成)
				(2)短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。	○	短期大学設置基準の規定に従い、必要専任教員数を充足している。		専任教員一覧表(教務部作成)
				(3)専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。	○	専任教員の職位は短期大学設置基準の規定を充足しており、専任教員の教育実績、研究業績等はウェブサイトで公表している。		教員履歴書、業績書、学位記・免許状等の写し、ウェブサイト
				(4)学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員(兼任・兼任)を配置している。	○	カリキュラム・ポリシーに基づいて専任教員、非常勤教員を適正に配置している。		教育課程表、カリキュラム・ポリシー、教員履歴書
				(5)非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。	○	非常勤教員の採用は短期大学設置基準の規定を遵守している。		教員履歴書
				(6)学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。	○	カリキュラム・ポリシーに基づいて補助教員(助手)を適正に配置している。		教育課程表、カリキュラム・ポリシー、教員履歴書
				(7)教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。	○	各種規程に基づいて適正に実施されている。		教職員就業規則、常勤嘱託教職員就業規則、非常勤嘱託教職員就業規則、非常勤教員就業規則、教職員任用規程、嘱託規則、期間採用教員任用規則、非常勤教職員規程、特別任用教員に関する規程、教員の任用及び昇格に関する規則、人事教授会議事録
			III-A-2	専任教員の教育研究活動	(1)専任教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他)は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。	○	カリキュラム・ポリシーに基づいて適切に配置された教員が、それぞれの担当教科目の教授(学習)内容に整合する研究活動を行って成果をあげている。教職課程認定、保育士・栄養士・製菓衛生師養成施設指定に関わって、教員審査を受けている。	ウェブサイト、教員履歴書・業績書

				(2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。	○	ウェブサイトで公開している。		ウェブサイト
				(3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。	○	平成 28 年度、29 年度、30 年度に本学の教員が科研費を獲得した。獲得数増加に向けた FD 研修会も実施した。科研費以外の助成金を獲得した教員もいる。		教員履歴書・業績書 科学研究費助成事業データベース
				(4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。	○	各種規程を整備している。		受託研究等取扱規程、紀要編集委員会規程、研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程、研究倫理規程、研究倫理委員会規程、「人を対象とする研究」倫理規程、組織換え DNA 実験規程、動物実験規程、化学物質等安全管理規程、学術研究倫理に関するガイドライン、個人研究費内規、海外出張旅費補助制度に関する規程、公的研究費の適正な運営・管理体制に関する規程、研究用物品の検収業務に関する取扱規程、競争的資金に係る間接経費取扱規程
				(5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。	○	日本学術振興会研究倫理。ラーニングのサービスを利用して研究倫理教育を実施している。「人の研究に関する研究倫理審査申請書」の提出を義務付けている。		研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程、研究倫理規程、研究倫理委員会規程、「人を対象とする研究」倫理規程
				(6) 専任教員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保している。	○	研究紀要を年 1 回発行している。		山梨学院短期大学研究紀要
				(7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。	○	専任教員には一人一部屋の研究室がある。		学生便覧、施設見取り図
				(8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。	○	週当たり 1 日(または半日×2)の研究日を設けている。		研究日一覧表
				(9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。	○	規程が整備されている。		海外出張旅費補助制度に関する規程
				(10) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。 ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。	○	規程が整備されている。規程に基づき、教員の研修会、学生による授業評価、入学時意識調査・在学時調査・卒業時満足度調査等を実施している。授業改善をテーマとした学生参画の FD 研修会も実施している。		山梨学院短期大学 FD 委員会規程、FD 研修会資料、授業評価アンケート、授業改善案、入学時意識調査・在学時調査・卒業時満足度調査
				(11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。	○	専任教員は PROPERTIES 推進室と連携し、学生の学習成果の獲得の向上に努めている。		PROPERTIES 実績報告書
	III-A-3	学習成果を向上させるための事務組織の整備		(1) 事務組織の責任体制が明確である。	○	関係規程に則り、明確な責任体制となっている。毎年度事務組織の点検を実施し、人員の適正配置、責任体制を明確化している。		組織及び分掌に関する規程
				(2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。	○	各種団体の実施する、教務関連・入試関連等の研修会に積極的に参加し、職能力向上に努めている。		研修会等参加状況一覧
				(3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。	○	総合学園全体の業務を俯瞰し業務を遂行し得る職員を養成するために、法人全体の SD 研修会「職員実務研修会」を開催している。職員の自己啓発を効果的に促進するため、「職員自己啓発助成金支給要領」を設けている。学園のグローバル化の進展に伴い職員の英語力を向上させることを目的に、「TOEIC (Test of English for International Communication) 行政職員自己啓発助成金」を設けている。		職員実務研修会開催要項、職員自己啓発助成金支給要領、TOEIC 行政職員自己啓発助成金支給要領
				(4) 事務関係諸規程を整備している。	○	毎年度各種規程の点検整備を実施し、必要に応じて随時改正・改訂を行っている。		組織及び職制に関する規則、事務組織と事務分掌規程、組織及び分掌に関する規程
				(5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。	○	情報機器・備品等環境整備に関しては、毎年度点検を実施し、各職員による改善提案を基に、修繕・補充等の整備を行っている。		施設部備品一覧、情報基盤センター備品一覧
				(6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。	○	毎年度規程の点検整備を実施し、必要な場合は、随時改訂を行っている。教員と連携のうえ全員参加の避難訓練を実施し、実際の避難の際の注意点を提案し、支援を行っている。		危機管理規程、消防計画、地震防災応急計画、学生用緊急行動マニュアル
				(7) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。 ① 事務職員(専門的職員等を含む)は、SD 活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。	○	平成 24 年度に SD 関係の規程を整備した。行政職員による SD 活動とともに、教員の FD 活動と連携した教職員合同研修を実施している。		スタッフ・ディベロップメント委員会規程、スタッフ・ディベロップメント報告書
				(8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。	○	平成 29 年度より法人全体として「目標管理シート」を用いた人的資源管理手法を導入し、自主的な課題設定による改善を促進している。事務局内では随時見直し・改善に係る具体的な提案ができ、意見交換ができるよう心がけている。特に、事務処理の効率化・適正化または、学生支援方法の改善に関しては、直ちに改善するよう努力している。		人事面接実施要領、目標管理シート

				(9)事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。	○	事務局から教員で組織する各委員会へ検討事項の提案をし、随時連携をとっている。また、毎月1回開催する拡大教授会に事務局所属職員を陪席させ、情報を共有し、学習成果を向上させるための改善事項についての連携をとり、直ちに改善するよう努力している。		各委員会議事録	
			F-4	人事・労務管理の適切な実施	(1)教職員の就業に関する諸規程を整備している。	○	関連規程に、教職員の就業、職制、事務分掌などを定め、教職員の適正な就業管理に努めるとともに、教育研究活動の充実・発展を図っている。また、山梨学院ハラスメントの防止に関する規則を定め、ハラスメント行為による、教育・研究、学習、就業環境の悪化の防止に努めている。		組織及び分掌に関する規程、事務組織と事務分掌規程、教職員就業規則、一般職員就業規則、職員の職位に関する内規、ハラスメントの防止に関する規則
		(2)教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。		○	学校法人山梨学院規程集がイントラネット化され随時閲覧可能となっている。そのほか、学内通知や会議での周知、重要な就業に関する諸規程等の変更については、電子メールや共有フォルダを活用して随時通知が行われている。		拡大教授会議事録		
		(3)教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。		○	教職員就業規則に基づき、各所属において適正な就業管理に努めている。なお、福利厚生として、教職員の健康管理のため、毎年、健康診断の実施、また産業医による健康相談を定期的に行っている。全職員を対象として年1回、目標管理シートの提出や法人本部事務局局長及び人事課担当者との個別面談を実施し、職務適性、勤務環境の把握に努め、人事施策や業務改善に役立てている。		教職員就業規則、職員人事異動取扱内規		
	III-B	物的資源	III-B-1	校地、校舎、施設設備、その他の物的資源の整備、活用	(1)校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。	○	短期大学設置基準に定める校地面積を満たしている（併設大学共用）。		基本資料
(2)適切な面積の運動場を有している。					○	短期大学設置基準に定める適切な運動場を設置している。なお、運動場は公式競技も実施可能な面積・設備を備えている（併設大学共用）。		基本資料、ウェブサイト、学生便覧	
(3)校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。					○	短期大学設置基準の規定に定める校舎面積を充足している。本学は栄養士、製菓衛生師、保育士等各種専門職養成を行っており、これらの指定基準にも適合している。		基本資料、ウェブサイト、学生便覧	
(4)校地と校舎は障がい者に対応している。					○	各建物には身障者用スロープを設置しているほか、一部の建物では身障者用トイレ、エレベーター等を設置している。対応していない建物・教室については、身障者の履修科目にあわせて、教室変更を行うなど配慮をしている。		ウェブサイト、学生便覧	
(5)学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。					○	短期大学設置基準に従い、教育研究の充実・目的達成のために必要な講義室、実験・実習室を備えている。		ウェブサイト、学生便覧	
(6)通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。					△				
(7)学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。					○	短期大学設置基準の規定に従い、学科の専門性や学生数等に応じた教育研究上必要な機器・備品を備えている。		備品一覧	
(8)適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。					○	短期大学設置基準に従い、適正規模の図書館を設置している（併設大学共用）。		総合図書館ウェブサイト（館内配置図）	
(9)図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。 ①購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。 ②図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。					○	学科の種類、専攻課程に応じた教育研究上必要な図書、学術雑誌、視聴覚資料を備えている。また、教育研究活動促進のための閲覧室、自習室などを十分に備えている。 ① 図書除籍・廃棄システムが確立している。 ② 図書館に参考図書、関連図書を整備している。		総合図書館規程、総合図書館資料管理規程、総合図書館利用規程、総合図書館利用のしおり、総合図書館図書目録	
(10)適切な面積の体育館を有している。					○	短期大学設置基準に従い、適切な面積を有する体育館を備えている（併設大学共用）。		基礎資料、ウェブサイト	
			III-B-2	施設設備の維持管理の適切な実施	(1)固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。	○	資産管理・会計処理の適切な実施のため、寄附行為とこれに基づく関連規程を整備している。		会計規程、資産管理規程
		(2)諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。			○	施設は日常的に清掃・点検を行っている。設備・機器類は定期点検を実施するとともに経過年数或使用頻度に応じて修理を行い、教育環境の維持に努めている。また、毎年棚卸より資産台帳の照合を行い、規程に基づく適切な物品（備品）管理を実施している。		資産管理規程、備品台帳	
		(3)火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。			○	危機管理規程等において危機管理体制や対処方法等を定めている。また、火災、自然災害等については、山梨学院消防計画、地震防災応急計画により行動計画等を策定している。学生に対しては学生用緊急行動マニュアル、避難場所・避難経路を示している。		危機管理規程、消防計画、地震防災応急計画、学生用緊急行動マニュアル	

				(4)火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。	○	法令に基づき専門業者による各建物の防災設備等の定期点検を実施している。キャンパス内には災害時の備蓄品を保管する倉庫、ライフラインベンダー、AEDを設置している。日常的に機械整備及び警備会社による夜間のキャンパス内巡回警備を実施し、キャンパス及びその周辺の安全管理に努めている。学生を対象とした防災訓練も平成23年度より実施している。		危機管理規程、消防計画、地震防災応急計画、学生用緊急行動マニュアル
				(5)コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。	○	各パソコン内やネットワークにウイルス対策、個人認証の実施など各種セキュリティ対策を行っている。また、データ保管のサーバーも万全のセキュリティ対策を施すほか、定期的なバックアップ、データの耐火庫保管の実施など、データの保全に万全を期している。		情報基盤センター規程、コンピューター等利用規則
				(6)省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。	○	中央集中管理システムを導入し、教室照明・空調の運転・停止の一元管理を実施し、不要な電力使用を抑えている。また殆どの照明器具は省エネタイプが採用されている。平成25年度末には太陽光発電システムを導入し、省エネルギー、地球環境保全に努めている。		環境対策・省エネルギーに関する規程
III-C	技術的資源をはじめとするその他の教育資源	III-C-1	技術的資源の整備	(1)学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。	○	教育課程に基づいた環境整備をしている。また定期的に情報基盤センターによる、ハード・ソフトウェアの向上、充実のための各種整備を行っている。		情報基盤センター規程、コンピューター等利用規則
				(2)学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。	○	シラバスにおける情報関連科目の学習内容に適した、各種アプリケーションや、ICT利用教育に供する情報環境の提供を実施している。		情報基盤センター規程、コンピューター等利用規則、関係科目シラバス
				(3)技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。	○	ICTを利活用する教育環境において、ネットワーク、ハードウェア、ソフトウェアに対する、質保証やセキュリティ確保などに基づき、定期保守を実施しながら、環境保持を展開している。		情報基盤センター規程、コンピューター等利用規則
				(4)学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。	○	毎年、翌年度の業務計画策定時に技術資源の分配の見直し等を電算機センターで実施している。		情報基盤センター規程、コンピューター等利用規則
				(5)教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピューター整備を行っている。	○	教職員に個人用PC(1人1台)を整備している。		情報基盤センター規程、コンピューター等利用規則
				(6)学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内LANを整備している。	○	ギガビット高速基幹LAN及び支線LANを整備している。		情報基盤センター規程、コンピューター等利用規則
				(7)教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。	○	ネットワーク及びプレゼンテーションツール等を活用し効果的な授業を展開している。		情報基盤センター規程、コンピューター等利用規則
				(8)学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピューター教室、マルチメディア教室、CALL教室等の特別教室を整備している。	○	コンピューター実習室(50台×2室)及び情報プラザ Seedsを整備している。		情報基盤センター規程、コンピューター等利用規則
III-D	財的資源	III-D-1	財的資源の適切な管理	(1)計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。	○	学校法人会計基準に基づき、計算書類等により在的資源を把握し、分析している。		財産目録等
				① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。	○	法人においては過去3年間帰属収支差額は計画的な教育投資の増加により、支出超過で推移している。資金関係では次年度繰越支払資金も増加傾向にある。		事業報告書、部門別消費収支計算書比率表
				② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。	○	法人全体の帰属収支差額は支出超過で推移しているが、併設大学における新学部設置(設置経費)や、教育設備投資に係る費用(基本金組入れ)及び減価償却額が多く発生しているためと理解している。		事業報告書、部門別消費収支計算書比率表
				③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。	○	積極的な設備投資により固定資産を取得したため、流動比率が低めである。		貸借対照表比率表
				④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。	○	短期大学の帰属収支差額は、収入超過で推移している。短大の法人全体に占める財政の割合は、帰属収入も消費支出ともに約10%である。		事業報告書、部門別消費収支計算書比率表
				⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。	○	短期大学における過去3年間の帰属収支差額は、収入超過となっており、安定的に短期大学の存続を可能とする財政状況である。なお、大規模な設備投資は、法人全体で負担し、それ以外の経費については、予算編成時から執行時及び執行後の評価まで細部にわたって管理している。		事業報告書、部門別消費収支計算書比率表
				⑥ 退職給与引当金を目的どおりに引き当てている。	○	退職給与引当金の計上等に係る会計処理は従来から「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について(通知)(22高私参第11号)」のとおり統一して処理を行っている。退職給与引当金は目的どおり引き当てられている。		事業報告書、部門別消費収支計算書比率表

				<p>⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。</p> <p>○ 山梨学院資金運用規程にしたがい、堅実な適用しを行なっている。具体的には、日本国債を中心とした適正運用を行っている。</p> <p>⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。</p> <p>○ 短期大学における過去3年間の教育研究比率は、40%前後の数値で推移している。</p> <p>⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。</p> <p>○ 毎年度事業計画に基づき予算編成が行われており、学習資源への資金配分は適性の実施している。</p> <p>⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。</p> <p>○ 公認会計士からの監査意見については理事長以下適切に対応している。</p> <p>⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。</p> <p>○ 短期大学において寄付金の募集はしていない。学校債は発行していない。</p> <p>⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。</p> <p>○ 一部の学科、専攻科に定員の未充足はあるものの、文部科学省、厚労省の指導を遵守した入試選抜を行った結果であり、入学定員充足率及び収容定員充足率は妥当な水準を維持している。</p> <p>⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。</p> <p>○ 法人全体の財務体質は、主に併設大学への施設・設備充実のための投資により支出超過であるものの、定員充足率に相応した財務体質を維持している。短期大学にあつては、収入超過となっており、安定的な財務体質が維持されている。</p>	<p>山梨学院資金運用規程</p> <p>事業報告書 部門別消費収支計算書比率表</p> <p>事業計画書、事業報告書、 部門別消費収支計算書比率表</p> <p>監査報告書</p> <p>学校基本調査</p> <p>事業報告書、部門別消費 収支計算書比率表</p>
			<p>(2) 財的資源を毎年度適切に管理している。</p> <p>○ 学校法人会計基準に基づき、在的資源を適切に管理している。</p>	<p>財産目録等</p>	
			<p>① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。</p> <p>○ 関係部門作成の事業計画に基づき、適正な予算編成及び理事会の決定がなされている(予算編成10月、決定翌年3月理事会)。</p> <p>② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。</p> <p>○ 理事会の予算承認後、予算示達会議において各予算管理部門に予算を示達している。</p> <p>③ 年度予算を適正に執行している。</p> <p>○ 予算単位部門の所属長責任において、適正に予算執行を行っている。</p> <p>④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経理理事長に報告している。</p> <p>○ 日常の出納業務は円滑に実施しており、法人本部財務部長及び会計課長による理事長報告も必要時に行っている。</p> <p>⑤ 資産及び資金(有価証券を含む)の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。</p> <p>○ 資産及び資金管理関係の書類は学校法人会計基準に則り、適切に管理している。</p> <p>⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経理理事長に報告している。</p> <p>○ 毎月、財務部の経理責任者が理事長への報告を行っている。</p>	<p>事業計画書、予算編成会議資料</p> <p>予算決定通知書</p> <p>各所属での予算管理書類</p> <p>会計規程、計算書類等</p> <p>収支状況報告書</p>	
		III-D-2	<p>(1) 短期大学の将来像が明確になっている。</p> <p>○ 中期計画を策定し短期大学の将来像の明確化が図られている。</p> <p>(2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。</p> <p>○ 志願者の動向や就職先の動向について、各種統計資料を用いながら適宜分析している。今年度は両科でSWOT分析を行い、強み・弱みについて分析した。</p> <p>(3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営(改善)計画を策定している。</p> <p>○ 理事会や法人本部総務部、財務部等において適正に行われている。</p> <p>① 学生募集対策と学納金計画が明確である。</p> <p>② 人事計画が適切である。</p> <p>③ 施設設備の将来計画が明瞭である。</p> <p>④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。</p> <p>(4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費(人件費、施設設備費)のバランスがとれている。</p> <p>○ 教授会において適切な定員管理が行われている。また、法人本部において適切な経費の管理が行われている。短期大学にあつては、収入超過となっており、安定的な財務体質が維持されている。</p> <p>(5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。</p> <p>○ 経営情報についてはウェブサイト上で公開されている。また、次年度予算編成会議や辞令交付式など、年間を通じてさまざまな機会に教職員に対して周知徹底している。</p>	<p>中期計画書(事業計画)</p> <p>山梨県各種統計資料</p> <p>理事会議事録、法人運営方針、予算決算書</p> <p>理事会議事録、予算決算書、教授会議事録</p> <p>事業報告書(ウェブサイト公開)</p>	
マ	リーダーシップとガバナンス	リーダーシップ	<p>(1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。</p> <p>○ 理事長は、私立学校法に基づき、学校法人全体を総理し、学校法人の運営にリーダーシップを発揮している。</p> <p>① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。</p> <p>② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。</p> <p>③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績(財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書)を評議員会に報告し、その意見を求めている。</p>	<p>寄附行為、理事会議事録</p>	



				<p>(2)理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。</p> <p>① 理事会は、学校法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督している。</p> <p>② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。</p> <p>③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。</p> <p>④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。</p> <p>⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。</p> <p>⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。</p>	○	理事会は、私立学校法及び寄附行為に基づき、最高意思決定機関として機能している。		寄附行為、理事会議事録
				<p>(3)理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。</p> <p>① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。</p> <p>② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。</p> <p>③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。</p>	○	理事は、私立学校法及び寄附行為に基づき、適切に構成されている。		寄附行為、役員名簿
IV-B	学長のリーダーシップ	IV-B-1	学習成果を獲得するための、教授会等の短期大学の教学運営体制の確立	<p>(1)学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。</p> <p>① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。</p> <p>② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。</p> <p>③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。</p> <p>④ 学長は、学生に対する懲戒(退学、停学及び訓告の処分)の手続を定めている。</p> <p>⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。</p> <p>⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。</p> <p>(2)学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。</p> <p>① 教授会を審議機関として適切に運営している。</p> <p>② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。</p> <p>③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。</p> <p>④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。</p> <p>⑤ 教授会の議事録を整備している。</p> <p>⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。</p> <p>⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。</p>	○	学長は、短期大学の運営全般についてリーダーシップを発揮している。		履歴書・教育研究業績書、学則、学長候補者選考規程
				<p>(2)学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。</p> <p>① 教授会を審議機関として適切に運営している。</p> <p>② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。</p> <p>③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。</p> <p>④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。</p> <p>⑤ 教授会の議事録を整備している。</p> <p>⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。</p> <p>⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。</p>	○	学長は、教授会を規程に基づき定期的に開催しており、教育・研究及び短期大学運営における審議機関として適正に運営している。		教授会規程、組織及び分掌に関する規程、各種委員会規程
IV-C	ガバナンス	IV-C-1	監事の適切な業務	<p>(1)監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。</p> <p>(2)監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。</p> <p>(3)監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。</p>	○	監事は、私立学校法及び寄附行為に基づき、監査結果の報告書を提出している。		寄附行為、監査報告書
					○	監事は理事会に出席し、業務及び予算、財産に関する意見陳述を行っている。		寄附行為、理事会議事録
					○	毎会計年度、監査報告書作成と、理事会及び評議員会への提出が行われている。		寄附行為、監査報告書、理事会議事録、評議員会議事録
		IV-C-2	評議員会の適切な運営	<p>(1)評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。</p> <p>(2)評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。</p>	○	理事定数は7名、評議員定数は15名であり、理事定数の2倍を超えた評議員数となっている。		寄附行為、役員名簿、評議員名簿
					○	私立学校法第42条の規定に則り、理事会の審議事項については評議員会の審議を経た上で理事会に諮っている。		寄附行為、理事会議事録、評議員会議事録

			W-C-3	説明責任	(1)学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。	○	学校教育法施行規則を含めた関係法令に基づき、学生の修学及び学習の状況(三つの方針及びアセスメント・ポリシー、並びに教育諸条件に関する情報を含む)、教職課程等の運営状況、教育研究組織の基礎的な情報、自己点検・評価及び認証評価に関する情報、公的研究費の管理・監査及び学術研究倫理に関する情報等を公表している。		ウェブサイト(情報の公表)
					(2)私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。	○	私立学校法に基づき、事業計画・報告を含め、財務状況を公表している。		山梨学院ウェブサイト(財務状況等の公表)
	本学独自			自立支援	(1)自立支援対象生徒への入学前支援	○	オープンキャンパスや面談を通じて、自立支援入試による入学希望者へ詳しい説明を行うとともに、県内外の児童養護施設への情報提供を行い、学習のための問題集の貸与を行っている。本学主催の自立へ向けた食育教室に入学希望者が参加する機会を設けている。(平成31年度入学生なし)	今後も、施設実習や施設退所者調査等、児童養護施設職員と本学教員との様々な協議の場を活用して、本学自立支援制度に関する問い合わせへの対応等、連携の充実に図っていく。児童養護施設に限らず里親等を本制度の対象に含んだ規程の改正へ向けた検討を開始する。	H19GP申請書、GP紹介パンフ、「長期的自立支援に関する規程」、自立支援対象者状況一覧、長期的自立支援制度の利用についてのプリント、自立支援委員会議事録
					(2)自立支援学生への在学中支援	○	規程に基づき経済支援を行った。自立支援委員会を中心に、対象学生の所属する学科の教員や出身施設職員との連携を図りつつ、修学・心理・生活支援を行った。対象学生は良好な学生生活を送っている。	今後も継続的に出身施設職員との連携による支援の充実に図るとともに、対象学生が学生生活を全うできるよう、入学希望者および出身施設職員に対して、本制度への理解や進路に関する相互理解に必要な働きかけを行う。	H19GP申請書、GP紹介パンフ、「長期的自立支援に関する規程」、自立支援対象者状況一覧、自立支援委員会議事録
					(3)自立支援学生への卒業後支援	○	委員から担当する卒業生に連絡を入れるという体制を継続実施し、近況を委員間で共有している。卒業生の方からも、状況に応じて自立支援委員会をはじめ本学教職員に相談のための連絡があり、その都度丁寧に対応している。	卒業生とのつながりの維持について、対象学生が卒業時に卒業後支援として自立支援担当教職員よりアクセスがあることを予め伝えておく。卒業生の出身施設を介しての近況把握に努める。卒業生からの相談には、今後とも丁寧に対応するとともに、卒業後も安心して相談できる関係性を構築していく。	H19GP申請書、GP紹介パンフ、「長期的自立支援に関する規程」、自立支援対象者状況一覧、自立支援委員会議事録

## 5. 令和元年度学習成果

### ◆GPAによるディプロマ・ポリシーの達成度（令和元年度）

GPA:A○=4点 A=3点 B=2点 C=1点 D or (-)=0点 の合計を総履修単位数で割った数値

#### 【栄養士コース】

ディプロマ・ポリシー			GPA			
			令和 元年度	平成 30年度	平成 29年度	平成 28年度
総合的 人間力	1N	教養科目、外国語、学際科目での学習を通じて、日本文化の理解を深め、地球的視点から多面的に物事を考えることができる	2.56	2.52	2.45	2.51
	2N	基礎演習、社会人基礎力育成講座、学生サークル活動等を通じて、豊かな人間性の基礎的資質を獲得している	2.95	2.93	2.99	2.44
	3N	芸術科目、体育等の学習を通じて、豊かな感性と健康な心身の基礎的資質を獲得している	2.72	2.53	2.91	2.88
	4N	コンピューターをつかって、言語的、数量的な処理ができる	2.32	2.28	1.89	1.90
専門的 知識	5N	社会生活と健康との関わりや公衆衛生学に関する基礎的な知識を有している	2.14	2.25	2.20	2.14
	6N	人体の構造と機能に関する基本的な知識と技術を習得している	2.31	2.27	2.50	2.59
	7N	食品と衛生に関する基本的な知識と技術を修得している	2.54	2.48	2.66	2.70
	8N	ライフステージと疾患に対応した栄養管理ができる	2.40	2.45	2.56	2.46
	9N	栄養や健康の基本的な指導を行うことができる	2.37	2.11	2.14	2.27
専門的 実践力	10N	給食の運営、調理に関する基礎的な知識や技術を習得している	2.43	2.56	2.43	2.44
	11N	実習および事前事後の指導を通じて、栄養士業務の実際を体験的に学び、栄養士としての実践力を身に付けている	2.77	2.69	2.65	2.58
	12N	食生活や健康の問題について考え、口頭または文章によって論理的に表現することができる	2.82	2.79	2.71	2.89

【パティシエコース】

ディプロマ・ポリシー			GPA			
			令和 元年度	平成 30年度	平成 29年度	平成 28年度
総合的 人間力	1P	教養科目、外国語、学際科目での学習を通じて、日本文化の理解を深め、地球的視点から多面的に物事を考えることができる	2.48	2.75	2.55	2.46
	2P	基礎演習、社会人基礎力育成講座、学生サークル活動等を通じて、豊かな人間性の基礎的資質を獲得している	2.96	2.99	2.99	2.77
	3P	芸術科目、体育等の学習を通じて、豊かな感性と健康な心身の基礎的資質を獲得している	2.81	0	0	3.00
	4P	コンピューターをつかって、言語的、数量的な処理ができる	2.65	2.55	1.81	1.61
専門的 知識	5P	衛生法規および公衆衛生学に関する基本的な知識を有している	2.49	2.51	2.55	2.51
	6P	食品衛生学に関する基本的な知識と技術を習得している	2.46	2.64	2.47	2.51
	7P	食品学に関する基本的な知識を有している	2.49	2.43	2.53	2.33
	8P	栄養学に関する基本的な知識を有している	2.25	2.29	2.47	2.26
	9P	経済・経営に関する基本的な知識を有している	3.09	3.13	2.97	3.23
専門的 実践力	10P	製菓・製パンの理論に関する基本的な知識を有している	2.86	3.01	2.73	2.61
	11P	製菓・製パンの実習を通して技術を習得し、製菓衛生師としての実践力を身に付けている	3.00	3.04	2.93	2.55
	12P	食生活や健康の問題について考え、口頭または文章によって論理的に表現することができる	2.85	2.99	2.96	2.84

【保育科】

ディプロマ・ポリシー			GPA			
			令和 元年度	平成 30年度	平成 29年度	平成 28年度
総合的 人間力	1C	教養科目、外国語、学際科目での学習を通じて、日本文化の理解を深め、地球的視点から多面的に物事を考えることができる	2.61	2.57	2.53	2.61
	2C	基礎演習、社会人基礎力育成講座、学生サークル活動等を通じて、豊かな人間性の基礎的資質を獲得している	2.98	2.94	2.97	2.33
	3C	芸術科目、体育等の学習を通じて、豊かな感性と健康な心身の基礎的資質を獲得している	3.00	3.04	2.95	2.96
	4C	コンピューターをつかって、言語的、数量的な処理ができる	2.27	2.16	2.51	2.19
専門的 知識	5C	教育や福祉の理念や意義について理解し、教諭や保育士としての社会的使命と責任を自覚している	2.80	3.03	2.44	2.38
	6C	教育や福祉の思想、歴史、制度、および幼児や児童の発達特性を理解している	2.64	2.59	2.57	2.60
	7C	幼児や児童の発達の理解に立って、基本的な計画や環境設定ができる	2.43	2.41	2.42	2.12
	8C	教育や保育の指導法を理解し、基本的な指導・援助を行うことができる	2.64	2.67	2.73	2.77
	9C	教育や福祉の相談や援助の方法についての知識を有している	2.70	2.39	2.58	2.79
	10C	教科や基礎技能に関する基本的な知識や技能を習得している	2.74	2.66	2.63	254
専門的 実践力	11C	実習および事前事後の指導を通じて、現場における指導援助全般を実践的に体得し、現場での適切な指導援助を行うことができる	2.44	2.48	1.92	2.18
	12C	教育や福祉の問題について考え、口頭または文章によって論理的に表現することができる	2.98	3.00	2.97	2.99

【専攻科保育専攻】

ディプロマ・ポリシー		GPA			
		令和 元年度	平成 30年度	平成 29年度	平成 28年度
4A	コンピューターをつかって、言語的、数量的な処理ができる	3.00	3.00	3.00	2.94
5A	教育と福祉との総合的・有機的連携について理解している	3.00	2.58	3.00	2.94
6A	教育や福祉の思想、歴史、制度、および幼児や児童の発達特性に関わる発展的な知識を有している	2.92	2.90	2.87	5.67
7A	幼児や児童の発達の理解に立って、柔軟に計画や環境設定ができる	3.05	3.06	2.97	3.06
8A	教育や保育の指導法に関わる発展的な知識を有し、柔軟に指導・援助を行うことができる	3.07	3.06	3.00	3.05
9A	教育や福祉の相談や援助の方法についての発展的な知識を有している	3.05	3.07	2.96	3.07
10A	教科に関する発展的な知識や技能を習得している	3.07	2.55	3.02	3.02
11A	現場研修および実習を通じて現場の運営管理を理解し、使命感を持って適切な指導援助を行うことができる	2.19	2.10	1.95	2.28
12A	教育や福祉の問題を探究するための研究方法を習得し、論文として表現することができる	3.14	3.05	3.03	3.08

今年度の学生の学習成果について、GPAによるディプロマ・ポリシー（DP）の達成度は、食物栄養科（栄養士コース・パティシエコース）、保育科、専攻科保育専攻、いずれも全体的に高い数値を維持することができた。コンピューターに関わる力については、これまでGPAが低く推移していたが、今年度は食物栄養科、保育科ともに昨年度より数値が高くなっていた。今後もさらなる授業の工夫をしていきたい。パティシエコースのDP3については、履修者がいないとGPAが0になってしまうことが課題であった。本年度は教育課程の改正を行い、芸術科目や体育だけでなく、「こころの科学」や「環境と健康」等の豊かな感性と健康な心身の基礎的資質の獲得に関連する科目をDP3に入れることで改善を図った。

平成28年度より開始された「PROPERTIES」事業として、各科12のディプロマ・ポリシーを「専門的知識」「専門的実践力」「総合的人間力」の3つの要素に概念化し、学内評価・学外評価の両輪で評価する取組を開始した。令和元年度の3つの要素の学修成果（学内評価・学外評価）は次ページの表のとおりである。いずれの要素においても、学内評価・学外評価ともに十分に高く、2年間の学修成果が確認できた。

食物栄養科 栄養士コース

区 分	学内評価 (GPA)	学 外 評 価
専 門 的 知 識	2.37	「栄養士実力認定試験」A評価 41% B評価 53% C評価 6%
専 門 的 実 践 力	2.80	「専門的実践力外部試験」A評価 24% 平均点 77.0 点(満点 100 点)
総 合 的 人 間 力	2.64	一人当たりの 2 年間のボランティア活動 平均 39.2 時間 (5.2 件)

食物栄養科 パティシエコース

区 分	学内評価 (GPA)	学 外 評 価
専 門 的 知 識	2.61	「製菓衛生師国家試験」合格率 81.9%
専 門 的 実 践 力	2.93	「専門的実践力外部試験」A評価 100% 平均点 97.0 点(満点 100 点)
総 合 的 人 間 力	2.73	一人当たりの 2 年間のボランティア活動 平均 29.2 時間(5.9 件)

保育科

区 分	学内評価 (GPA)	学 外 評 価
専 門 的 知 識	2.66	「専門的知識外部試験」(全国保育士養成協議会「保育士試験」に準拠した試験) 合格率 96.2%
専 門 的 実 践 力	2.71	「専門的実践力外部試験」A評価 30% 平均点 23.2 点(満点 30 点)
総 合 的 人 間 力	2.71	一人当たりの 2 年間のボランティア活動 平均 28.8 時間(4.9 件)

## ◆各学科の免許・資格取得の状況

(合格率は受験者数を、取得率は該当する学科の在籍者数を分母とする)

### 【食物栄養科】

年度 種別	令和元年度			平成30年度			平成29年度			平成28年度		
	取得者数	合格率	取得率	取得者数	合格率	取得率	取得者数	合格率	取得率	取得者数	合格率	取得率
栄養士資格	52名		95%	59名		97%	80名		95%	83名		98%
製菓衛生師免許証	18名	82%	78%	17名	94%	89%	16名	94%	84%	26名	93%	84%
レストランサービス 技能検定	5名	83%	9%	8名	100%	10%	11名	100%	11%	13名	100%	11%
スイーツマイスター	25名	100%	32%	23名	100%	29%	25名	100%	24%	30名	100%	22%

### 【保育科】

年度 種別	令和元年度			平成30年度			平成29年度			平成28年度		
	取得者数	合格率	取得率	取得者数	合格率	取得率	取得者数	合格率	取得率	取得者数	合格率	取得率
保育士資格	151名		94%	150名		97%	159名		96%	169名		97%
幼稚園教諭二種免許状	153名		96%	151名		97%	159名		96%	172名		99%
小学校教諭二種免許状	1名		1%	7名		5%	6名		4%	16名		9%
児童厚生員資格(二級)										2名		1%
ピアヘルパー	13名	86.7%	8%	16名	94%	10%	30名	91%	18%	21名	84%	12%
認定ベビーシッター	88名		55%	101名		65%	82名		49%			

### 【専攻科保育専攻】

年度 種別	令和元年度			平成30年度			平成29年度			平成28年度		
	取得者数	合格率	取得率	取得者数	合格率	取得率	取得者数	合格率	取得率	取得者数	合格率	取得率
幼稚園教諭一種免許状	21名		100%	19名		100%	18名		100%	18名		100%
小学校教諭一種免許状	11名		52%	13名		68%	7名		39%	18名		100%

### 【共通】

年度 種別	令和元年度			平成30年度			平成29年度			平成28年度		
	取得者数	合格率	取得率	取得者数	合格率	取得率	取得者数	合格率	取得率	取得者数	合格率	取得率
エアロビック技能検定 (レベル4・3)	22名	96%	5%	34名	100%	7%	27名	93%	5%	22名	96%	4%
キッズ・ジュニアエア ロビック指導員	15名	100%	3%	22名	100%	5%	15名	100%	3%	19名	100%	3%

※ 総学生数については、2年生は卒業判定時数、1年生は進級判定時数とする。

資格取得率は、栄養士資格の取得率は95%、製菓衛生師免許証の取得率は96%、保育士資格の取得率は94%、幼稚園教諭二種免許状の取得率は96%であった。小学校教諭二種免許状の取得率は1%であった。

## ◆入学時意識調査および卒業時満足度調査

本学では、新入学生に対して、専門基礎リテラシーに関する自己認識を問う「入学時意識調査」を行っている。また卒業予定者に対して、本学での学生生活を経て獲得した力および全体的な満足度に関する自己認識を問う「卒業時満足度調査」も行っている。令和元年度卒業生の結果は以下のとおりである。



# (1)食物栄養科

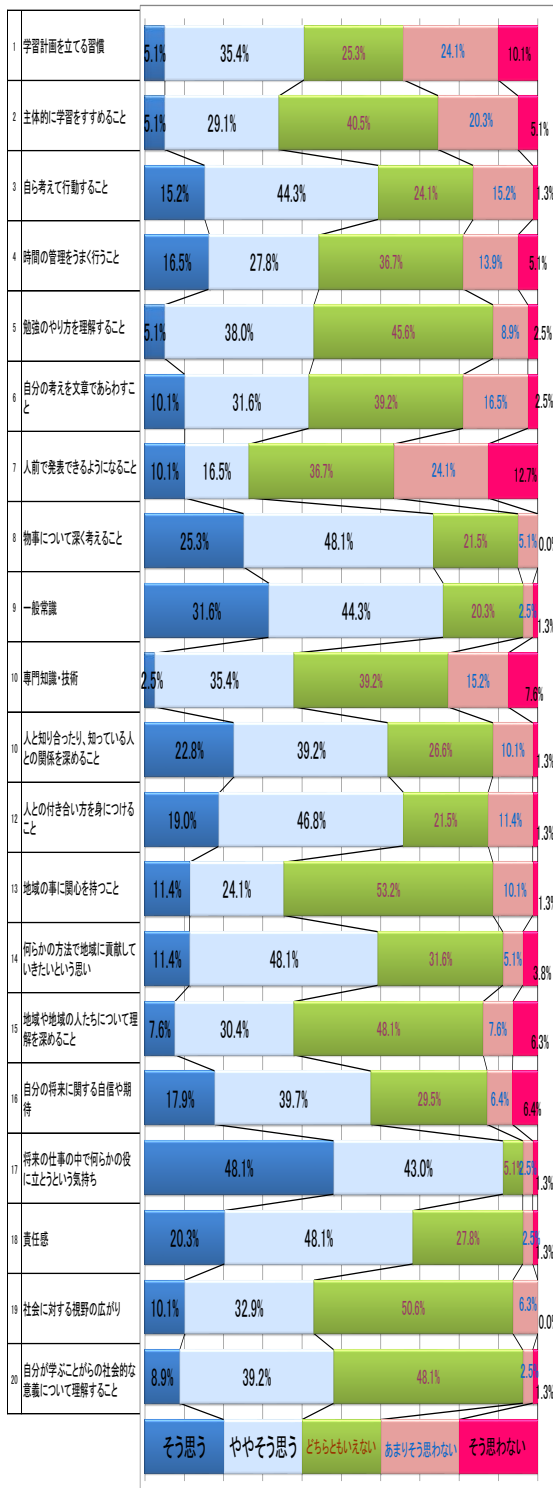


図1-1 2018(平成30)年度 入学時意識調査結果(食物栄養科)[N=79]

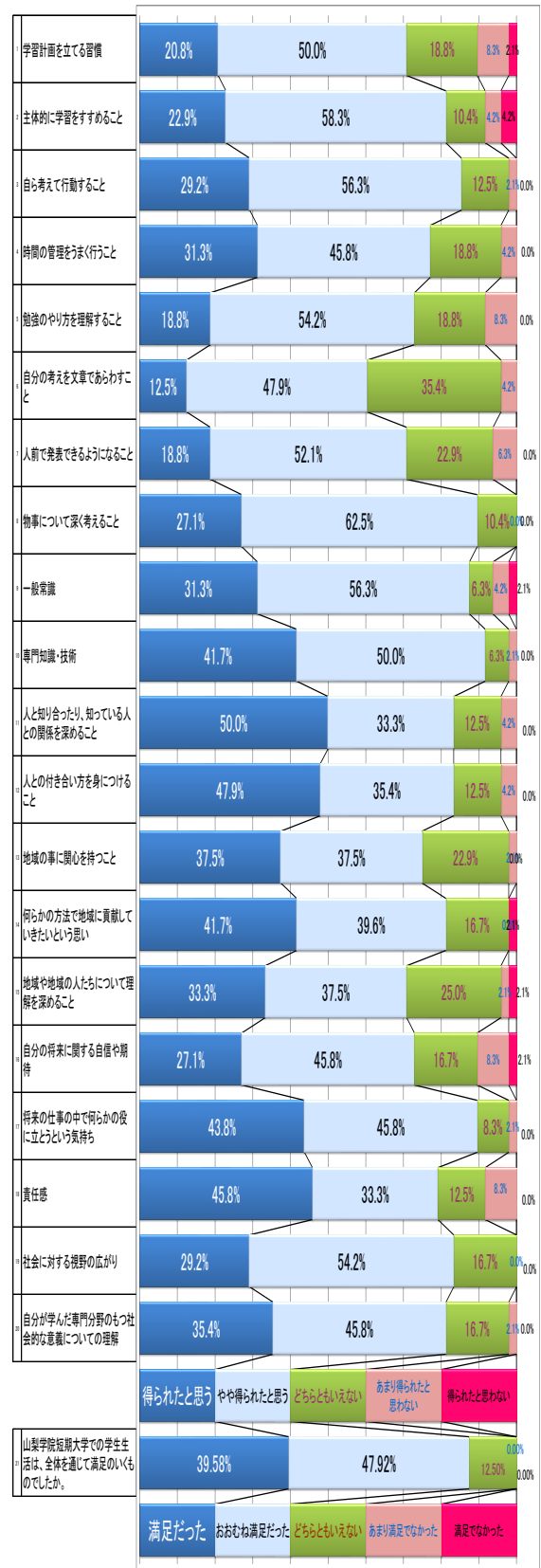


図1-2 2019(令和1)年度 卒業時満足度調査結果(食物栄養科) [N=48]

## (2)保育科

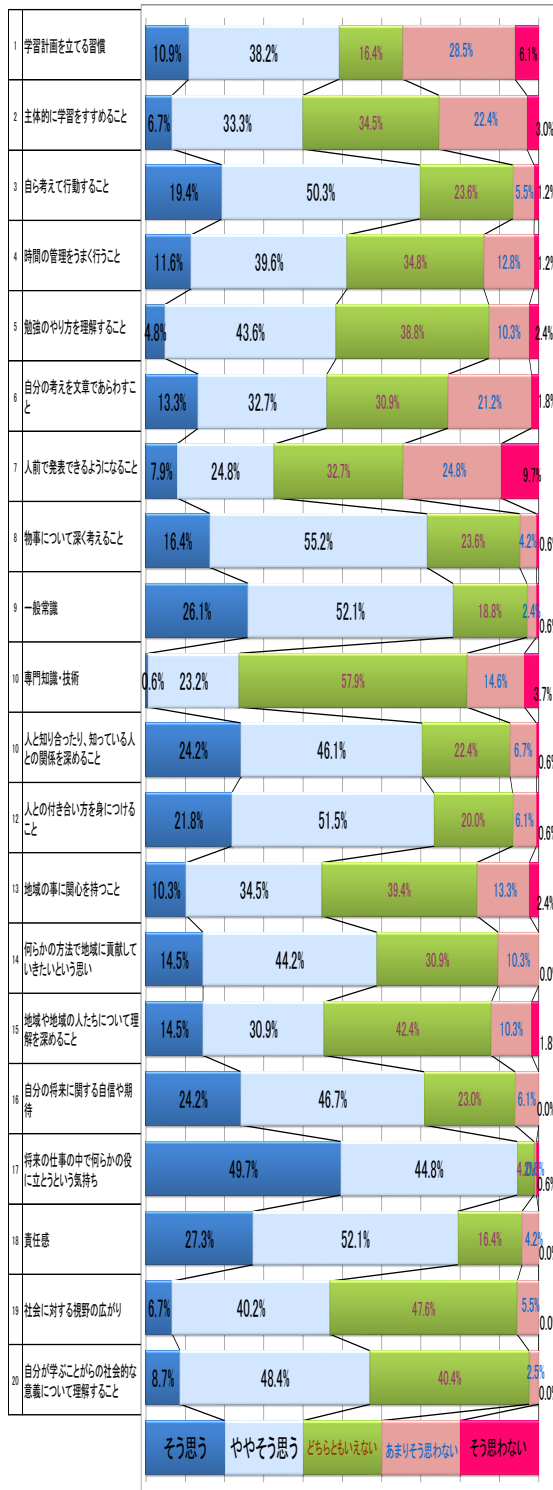


図2-1 2018(平成30)年度 入学時意識調査結果(保育科)[N=165]

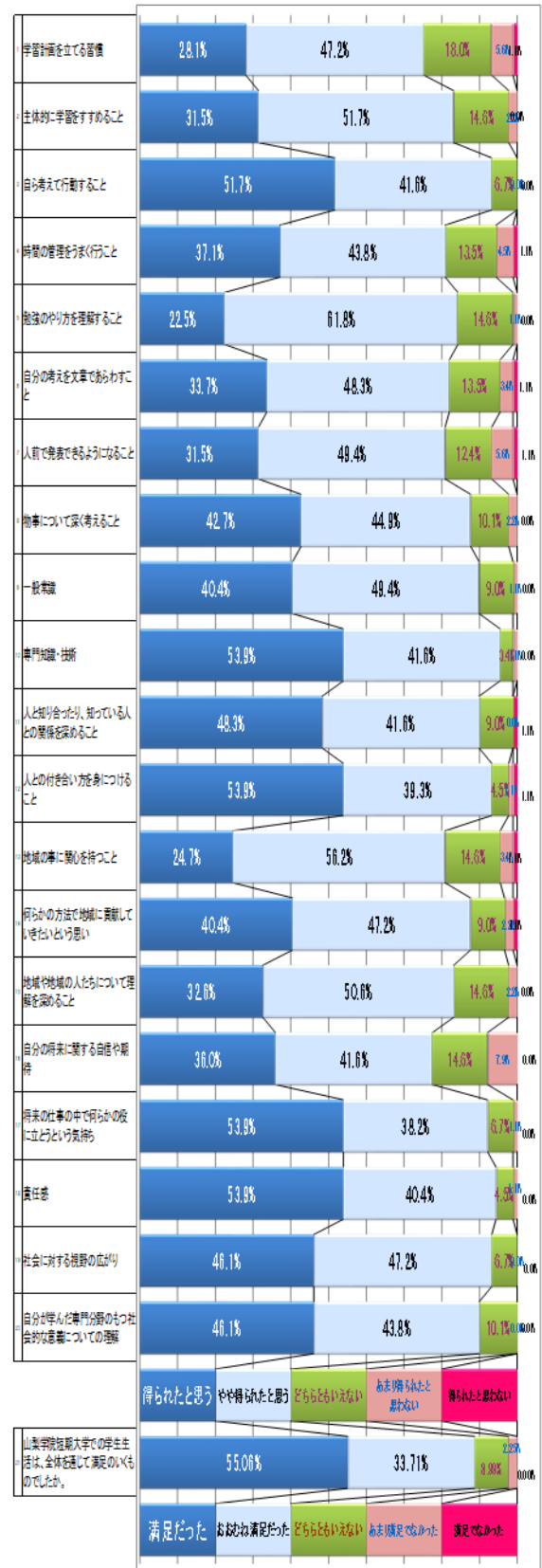


図2-2 2019(令和1)年度 卒業時満足度調査結果(保育科) [N=89]

### (3)本科全体

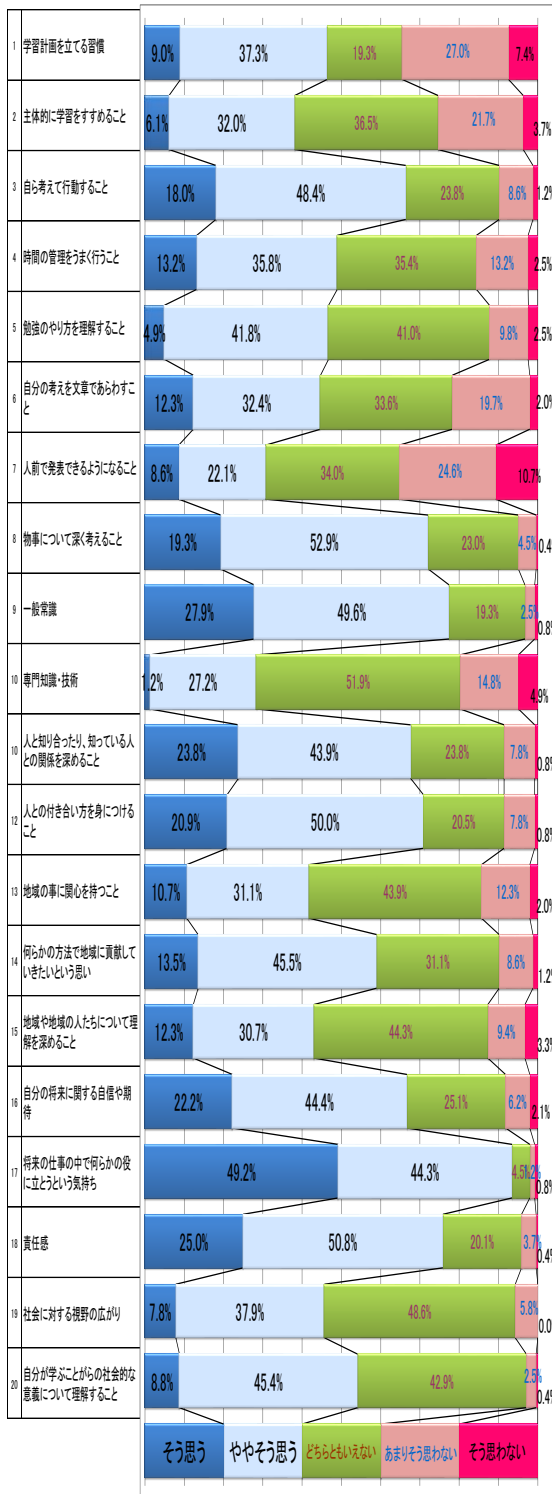


図3-1 2018(平成30)年度 入学時意識調査結果(本科全体) [N=244]

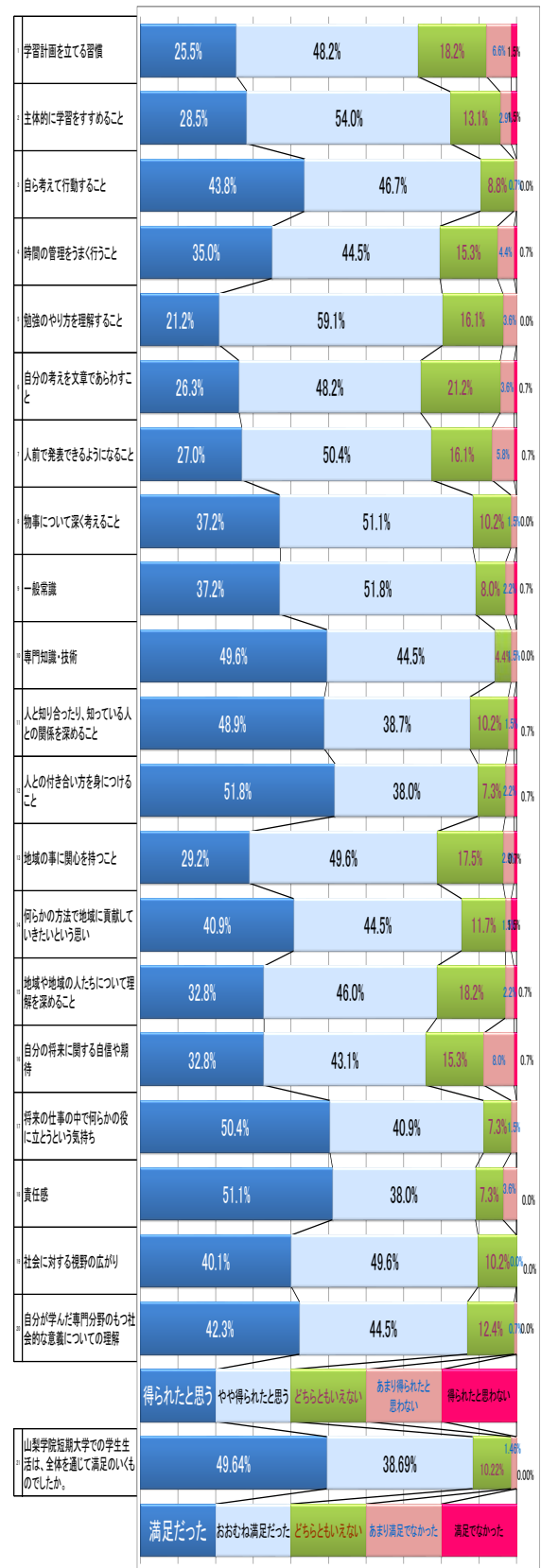


図3-2 2019(令和1)年度 卒業時満足度調査結果(本科全体) [N=137]

卒業時満足度調査については、例年卒業前日に集合した卒業見込み学生に対しマークシートによる回答を求め即日回収する方法をとっていたが、本年度は COVID-19 感染拡大防止措置の影響により、Web 上のアンケートに各自アクセスし回答を求める形となった。このことが、例年に比べ回答率が低くなった要因と考えられる。入学時意識調査および卒業時満足度調査の結果については、全体を通じて、20 項目中 19 項目について、入学時と比べて卒業時に「獲得できた」「やや獲得できた」学生（以下、「獲得群」）の割合が増加した。最も高かったのは「専門知識や技術」の修得 66 ポイント（以下「Pt.」）であった（昨年度比+4Pt.、以下単位を略し±で示す）。30Pt. を超える増加がみられたのは「人前での発表(47Pt., +11)」「主体的学習(44Pt., +11)」「社会に対する視野(44Pt., +7)」「地域への関心(37Pt., +11)」「地域と人への理解(36Pt., +19)」「勉強のしかた(34Pt., -1)」「専門分野の社会的意義(33Pt., +1)」「時間の管理(31Pt., +18)」であった。他方、卒業時のみを見た場合、昨年度は全項目で獲得群 6 割だったのが、本年度は全項目で獲得群が 7 割を超え、平成 28 年度から開始された「PROPERTIES」による取組の経年効果が学修行動全般において顕著にみられた。今後も継続的にカリキュラムの見直しを図るとともに、入学時意識調査および卒業時満足度調査を学習成果の獲得に役立てていく。

#### ◆AP 採択事業 PROPERTIES 目標に対する達成度

本学が平成 28 年度に採択された「大学教育再生加速プログラム」のテーマV「卒業時における質保証の取組の強化」の補助事業における目標に対する達成度は以下のとおりである。

区 分	令和元年度		平成 30 年度		平成 29 年度		平成 28 年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
学生の授業外学修時間（週当たり）	20 時間	10.53 時間	10 時間	10.13 時間	5 時間	9.7 時間	3 時間	9.8 時間
事業計画に参画する教員の割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
「大学教育に満足している」学生の割合	95%	88.3%	95%	94%	95%	92.4%	95%	91.4%
学修支援システム利用率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
GPA（短期大学平均）	2.80	2.63	2.75	2.66	2.70	2.54	2.65	2.55
「専門的知識外部試験」受験率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
「専門的実践力外部試験」受験率*1	100%	100%	100%	100%	39%	38%	11%	11%
「ボランティア・パスポート」活用率*2	100%	100%	100%	100%	49%	47%	0%	0%
進路決定の割合	98%	99.6%	98%	98.2%	98%	99%	95%	98%
「学修成果レーダーチャート」活用率*3	100%	100%	100%	100%	0%	0%	0%	0%
質保証に関する FD・SD の参加率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
卒業生追跡調査の実施率*4	40%	50.6%	22%	4%	8%	7%	0%	0%

\*1 平成 28 年度は食物栄養科パティシエコースで実施し、平成 29 年度は栄養士コースも含めた食物栄養科全体で実施する。

平成 30 年度より全学で実施する。

\*2 平成 28 年度は開発の期間であった。平成 29 年度に 1 年生のみに導入し、平成 30 年度より全学生に導入する。

\*3 「学修成果レーダーチャート」は平成 30 年度より全学で導入する。

\*4 「卒業生追跡調査」は、平成 29 年度には平成 28 年度のパティシエコース卒業生を対象に実施した。平成 30 年度には平成 29 年度栄養士コース卒業生を対象に実施した。令和元年度には平成 30 年度保育科卒業生を対象に実施した。

## 6. 評価と改善

これまで本学は「食と健康」、「教育と児童福祉」の分野で真に社会に貢献しうる専門職の養成を目標に教育改善に努めてきた。平成 28 年度からは卒業時の質保証に関するプログラムを「PROPERTIES」として再構築してきた。PROPERTIES の取組は「大学教育再生加速プログラム」のテーマⅤ「卒業時における質保証の取組の強化」の補助事業として採択された。補助期間は平成 31（令和元）年度をもって終了したが、引き続き卒業時の質保証を目指して教育改革に努めたい。

今年度行った自己点検評価の結果、下表のような課題が見えてきた。これらをふまえ、令和 2 年度は 5 つの事業に重点的に取り組んでいきたい。

本学の課題と来年度の取組案

令和元（平成 31）年度 課題	令和 2 年度年度 取組案
<ul style="list-style-type: none"> <li>18 歳人口減少下での安定的入学 生確保</li> </ul>	<b>戦略的學生募集の展開</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>高大連携事業の推進と中学生への戦略的広報活動</li> <li>専攻科保育専攻の募集にかかわる県外短期大学との連携</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>3 つのポリシーを軸とした教育活動のさらなる展開</li> <li>主体的な学びの促進</li> </ul>	<b>教育の質の向上を目指した取組</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>PROPERTIES の継続</li> <li>FD 活動の充実と学生の主体的な学びの促進</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の学生に応じた支援体制の見直し</li> <li>SA 制度の定着</li> <li>課外活動の充実</li> </ul>	<b>学修・生活環境の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>学生の心身の健康に係る支援体制の強化</li> <li>留学生への支援体制の確立</li> <li>学生の主体的活動の支援</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>就職キャリア支援の充実</li> <li>卒業生離職者への支援</li> </ul>	<b>地域と連携した就職・キャリア支援体制の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>就職支援における地域との連携の強化</li> <li>卒業生へのキャリア支援体制の整備</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体・企業等とのさらなる連携</li> <li>短大リソースを活かした地域貢献</li> </ul>	<b>地域課題解決に向けた取組</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治体、企業等との連携協定に基づく事業推進</li> <li>地域住民に向けた学びの機会の提供</li> </ul>



YAMANASHI GAKUIN JUNIOR COLLEGE

